

経 済 労 働 委 員 会 記 録

< 第 5 号 >

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 3 月 18 日 （ 水 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第5号>

開会の日時

年月日 令和8年3月18日 水曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後4時33分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第14号議案 沖縄県糖業・農業振興基金条例
- 4 乙第15号議案 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
- 5 乙第16号議案 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第17号議案 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第37号議案 財産の処分について
- 8 乙第38号議案 財産の処分について
- 9 乙第39号議案 財産の処分について
- 10 乙第40号議案 財産の処分について
- 11 請願令和7年第1号外2件及び陳情令和6年第72号の2外25件

出席委員

委員	長	新垣	淑豊
副委員	長	次呂久	成崇
委員		新里	治利
委員		大屋	政善
委員		仲村	家治
委員		大浜	一郎
委員		儀保	唯
委員		上原	快佐
委員		仲村	未央
委員		上原	章
委員		瀬長	美佐雄

欠席委員

なし

説明した者の職、氏名

環境部	環境整備課	班長	大城洋平
農林水産部	長		喜屋武盛人
営農支援課	長		長嶺和弥
園芸振興課	長		安田宗伸
糖業農産課	長		金城吉治
畜産課	長		真喜志修
村づくり計画課	長		仲地克洋
商工労働部	長		知念百代
産業政策課	エネルギー政策推進	監	瑞慶覧桂太
ものづくり振興課	長		波平志津代
企業立地推進課	長		宮国順英
労働政策課	長		西垣紀子
土木建築部	港湾課	主査	親富祖満

○新垣淑豊委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、農林水産部長、商工労働部長外関係部局長等の出席を求めています。

まず、乙第16号議案沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

知念百代商工労働部長。

○知念百代商工労働部長 委員の皆様おはようございます。

本日は条例議案が2件、それから議決議案が4件、そして陳情の審査をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

商工労働部所管の条例議案について、お手元のタブレットに表示されている資料にて御説明します。

2ページを御覧ください。

乙第16号議案は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの施設利用料金の基準額の適正化を図る必要があることから、各会議室、研究室及び実証室の利用料金の額を改めるため、条例を改正するものです。

この条例案は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、乙第16号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣淑豊委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

補助答弁者の入替えをお願いいたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

知念百代商工労働部長。

○知念百代商工労働部長 引き続き、商工労働部所管の条例議案について御説明します。

お手元のタブレットに表示されている資料の3ページを御覧ください。

乙第17号議案は、沖縄県立職業能力開発校の教室の使用料について、額の適正化を図る必要があることから、外部の団体等が利用する際の教室の使用料の額を改めるため、条例を改正するものです。

この条例案は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、乙第17号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、乙第37号議案から乙第40号議案までの財産の処分についての議案4件は、関連することから一括して議題といたします。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

知念百代商工労働部長。

○知念百代商工労働部長 続きまして、商工労働部所管の議決議案について、お手元のタブレットに表示されている資料にて御説明します。

2ページを御覧ください。

乙第37号議案から乙第40号議案までにつきましては、関連しますので一括して御説明します。

これらの議案は、うるま地区内賃貸工場の売却処分を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、4件とも財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売払うこととなっております。

乙第37号議案につきましては、公募の結果、日邦メタルテック株式会社が譲受者として内定しております。

次に3ページを御覧ください。

乙第38号議案につきましては、公募の結果、ショウオウ医薬株式会社が譲受者として内定しております。

次に4ページを御覧ください。

乙第39号議案につきましては、公募の結果、農業生産法人株式会社 J A P A N F A R M P A R T N E R が譲受者として内定しております。

次に5ページを御覧ください。

乙第40号議案につきましては、公募の結果、株式会社アクロラドが譲受者として内定しております。

以上で、乙第37号議案から乙第40号議案までの説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し述べてから質疑を行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

大屋政善委員。

○大屋政善委員 何点か質疑させてください。

まずですね、1点目に、処分する理由をお聞かせください。

○宮国順英企業立地推進課長 お答えいたします。

こちらの対象となる施設につきましては、県が、企業が立地する際の初期投資の軽減と、操業を支援する目的で整備してまいりました。

これまでの企業誘致等の取組の結果、賃貸工場への入居企業の増加と並行して、分譲地への立地が急激に進みまして、かなり利用率が高くなっていると、9割以上が使われているという状況でございます。

また、入居企業からは、賃貸工場が行政財産であることから、建物の修繕や改修を自由に行うことができず、長期的視点での追加投資を躊躇するなどの理由により購入を希望する声が多くございました。

そこで、立地企業の設備投資促進や定着を進める観点から、公有財産管理運用委員会の承認を経まして、賃貸工場の処分方針を決定して、売り払うこととしているところでございます。

以上でございます。

○大屋政善委員 37号から40号までひっくり返す説明でよろしいかと思うんですけど、まず公募は何社あったんですか。

○宮国順英企業立地推進課長 今回は9社の応募がございました。

○大屋政善委員 9社の内、入札で決定したのか。

○宮国順英企業立地推進課長 基本的には売払い先につきましては、選考委員会において審査を行っております。

具体的に少し申し上げますと、申込企業からいろいろな事業概要であるとか、雇用計画、あるいは資金計画、収支計画、そういった書類などを提出していただいて、専門家である中小企業診断士等のヒアリング評価も踏まえまして、県庁内に設置する審査委員会におきまして、経営状況の堅実性や計画の確実性、あるいは遂行可能な資金計画を有していることなど様々な観点から審査を実施して譲受者を決定しております。

○大屋政善委員 今現在、この建物に入居している企業がいるわけですよ

ね。IT企業が。

○宮国順英企業立地推進課長 今回売り払う建物につきましては、全て空き工場で、今入居している企業はございません。

○大屋政善委員 分かりました。

処分した後の縛りもありますか。例えば何年以内は売買できないとかそういう縛りはありますか。

○宮国順英企業立地推進課長 こちらの施設につきましては、基本的に臨空・臨港型産業の振興を図る目的で、当該地域における企業集積を進めるために整備してきております。このため、その目的に沿った利用をしっかりとやっていただくために、10年間の買戻し特約という形で、この目的以外の、例えば転売目的で購入するようなことを防ぐために、その目的に沿った製造業の営業等を行っていただくため、10年間の買戻し特約という制限を設けております。

○大屋政善委員 以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第37号議案から乙第40号議案までの、議案4件に対する質疑を終結いたします。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

補助答弁者の入替えをお願いいたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情令和6年第162号外4件を議題といたします。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

知念百代商工労働部長。

○知念百代商工労働部長 続きまして商工労働部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

資料1、陳情に関する説明資料の2ページ、目次を御覧ください。

商工労働部審査部分で取り扱われている陳情は、継続が3件、新規陳情2件の、計5件です。

継続陳情3件につきましては、前回の定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただき、新規陳情2件につきまして、処理方針を御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

陳情第18号、沖縄県とハワイ州のクリーンエネルギー協力に関する覚書に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げ、御説明いたします。

1及び2、県では、ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書に基づき、定期的に産学官による意見交換や技術交流を行っており、同州の再エネ導入に関する知見を活用しながら、県内離島における太陽光発電や蓄電池の導入支援などを実施しております。

また、風力発電設備の設置に先立って行われる風況観測への支援を通じ、事業化に向けた環境整備に取り組んでいるところです。

3、県では、2050年度のエネルギーの脱炭素化に向けて、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定し、2030年度の再エネ電源比率の目標を18%と設定しており、2023年度の実績は12.5%となっております。

一方、ハワイ州においては、2045年に再生可能エネルギーを100%にする目標を掲げ、2030年の目標を40%としており、2023年の実績は35%となっております。

また、ハワイ州とのクリーンエネルギーに関する協力につきましては、産学官が多面的な交流を行うことで、様々な成果が生まれております。

具体的には、同州のエネルギー政策に学び、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定したほか、再エネ導入に関する同州の知見を活用しながら、県内離島での自家消費型太陽光発電等の導入支援につなげております。

引き続き、同州との交流を通して、再エネ導入拡大に向けた島嶼地域共通の課題解決に取り組んでまいります。

9 ページを御覧ください。

陳情第19号沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブと地球温暖化対策に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げ、御説明いたします。

1 及び 2、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおける2030年度の目標は、沖縄電力の2050年のCO₂排出ネットゼロに向けた取組のロードマップを踏まえて策定しております。

また、県では、風力発電設備の設置に先立って行われる風況観測への支援を通じ、事業化に向けた環境整備に取り組んでいるところです。

県としましては、2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定を同社と締結しており、再エネ導入目標の実現に向け、引き続き連携して取り組んでまいります。

当該陳情事項の3については、環境部所管の陳情となりますので、環境部に説明を求めたいと思います。

○大城洋平環境整備課班長 陳情第19号記の3につきまして、処理方針を御説明いたします。

表示画面の10ページを御覧ください。

プラスチックごみ及び食品廃棄物については、第五期沖縄県廃棄物処理計画においてプラスチックごみ対策の推進やバイオマスの利活用の促進を施策として位置づけ、資源化可能なプラスチックごみの分別収集によるリサイクルの促進及び生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用を促進しているところです。

一方、これらの廃棄物を循環利用することは、廃棄物焼却量の減少及びバイオマスの有効活用による再生可能エネルギーの普及につながり、地球温暖化対策としても有効なことから第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画においても発電におけるバイオマスの利用の推進や廃棄物の再生利用等の推進を施策として位置づけて推進しているところです。

なお、資源循環に資する産業廃棄物処理施設の導入を促すため、引き続き、沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業において、事業者への支援を行ってまいります。としております。

以上でございます。

○知念百代商工労働部長 以上が商工労働部関連の陳情処理方針となります。

それでは、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 この泡盛の件ね。この条例、県はもうやらないんですよ。だからもうやらないって言ったほうがいいよ。できないと。陳情方針はもうこれ以上書けないでしょう。要するに県としては今までいろいろあったから、県としては推進できませんっていう立場でしょ。これははっきりしたほうがいいなもう。

○波平志津代ものづくり振興課長 泡盛は、伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産へ登録され、歴史的・文化的に重要な産品であり、地域の活性化や雇用の確保に資する重要な産業であります。商工労働部においては、やはり県内の幅広い製造業や酒類産業全体の活性化を担う立場にありまして、特定の品目のみを条例で取り上げることは困難だと考えております。

ただ、泡盛の文化的価値が高まることは、結果として泡盛のブランド力を高めて、産業としての競争力強化につながるものだとは考えておりますので、やはり、引き続き泡盛産業の振興に努めていきたいと思っております。

○大浜一郎委員 これ今言っているのは当然の話。なので、この陳情者は泡盛で乾杯を推進する条例を制定するのに配慮してもらいたいということなので。県としてはだからね、これはもう泡盛に限ったことはできませんよというふうに明確に言ったほうがいいなもう。そうしたほうがはっきりすっきりするよ。だってもう議員提案であるか何か、もういろいろと次の策があるからさ。

○知念百代商工労働部長 今、波平課長のほうからも説明がありましたとおり、泡盛そのものについての推進について、私たちは振興すべき立場であるということは間違いございません。

ただし乾杯を推進するような条例をつくるということは、非常に県としては困難であるといったところは、処理方針にも書かれていますとおりとなりますので、そこを表現としてはっきりできませんと言うのかどうか、今、表現としてはその条例化することは困難であると考えておりますといった立場としては、やっぱり結果的には、今、現状ではできないというこ

とにはなるかなというふうに思っております。それが処理方針も込めている状況にはなりますが。

○大浜一郎委員 分かりました。何度でもこれはもう、今回ね、どうするかはもう議員で決めましょうね。なかなか難しいんでしょ。いろいろあるということだよ。了解。もう今日はこれで終わらしましょう。今回でどうするか決めないといけない。

そしてクリーンエネルギー・イニシアティブに関する問題にちょっと、新規ですけどね。これ基本的に脱炭素の問題なんだけど、もちろんこれハワイとのこの協定の中でのものなんですけど、今目標が18%に持っていきこうっていうのがどれぐらいになってるんでしたっけ、現況は。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 現状の再生可能エネルギー電源比率については12.5%となっております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 前回も質疑したと思うんですけど、これ本当太陽光発電というのを、今から国がそれぞれのバックアップをもうそろそろ、ちょっと引いていくっていうか、要するに大量の電力を作るためにやはり自然破壊との問題。それと実はこれ、再利用とかいうので非常にちょっと困難なところがあったりもするので、結構廃棄物処理に関する問題っていうのも実は出てきているんですよね。なのでそれとも向き合っていかなければいけないので、この18%に持って行くまでにね、本当にこの2つだけでいいのかというような問題っていうのは、ハワイはハワイであろうけれども、こちらはこちらとしての考え方もあろうかと思うけども。

ずっと風力、風力もなかなか気候上難しいわけですよ。波照間でうまくいったのはあったにせよ、全体的にやるのは非常に難しい。

だからもう少しこの島嶼性にあった、脱炭素化のエネルギーを供給するためには、本当に今のままの方策を繰り返していった方がいいのか、それと将来起こり得るリスクについての検討も、これ環境部マターもあるかもしれないけど、そういった問題についてはちょっと横串の議論がされているかどうか。その辺のところはどうなんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、現状沖縄県で再生可能エネルギーの導入拡大を推進するという観点から申し上げますと、やはり太陽光発電が最も経済的

に合理性のある導入手法であるというふうに考えております。

一方で、おっしゃるように太陽光発電のみでは、メガソーラーの問題ですとか、それからその廃棄に関する負担の問題、それから実際にそのリサイクル自体をどのように行っていくのかといったところについては課題として認識しております。

このためですね、県としましては、陸上風力の観測の支援でありますとか、洋上風力発電の可能性調査など、風力発電の事業化のための環境整備に取り組んでいるところでございます。

また、新たなクリーンエネルギーということですね、水素など次世代エネルギーの可能性調査、それから火力発電のクリーンエネルギーへの転換といったところについて、検討しているところでございます。

以上でございます。

○大浜一郎委員 これから世の中はエネルギーを大量に、特に電力をものすごく使う世界に入っていくんですよ。世界全体もそうです。日本全体もそうなんですよ。AIが云々かんぬんしてくると、どうしても電力が必要になってくる。それとこの沖縄においては、ものづくりをしようにしても、どうしてもコストが高い。もちろん水もそんなに大量にないけども、電力もやはり高いので、どうしてもものづくりをして、こっから出していく際においても、基礎となるコストが高いもんだから、なかなか製造業に対するっていうインセンティブが少ないという問題もあったりもする。

ただし、ここは観光がメインだから、ある程度の電力の消費ってのは見込めるかもしれないけれども、もっともっと安価な、しかも継続的でしかも脱炭素のね、問題というものの一つの方向としては前回も言ったけど、SMRの問題とかね。フュージョンエネルギーの問題、これはもう2030年の間に実装されるだろうと。今回のこのイランの問題でね、その問題がかなり加速的に議論が深まっていく可能性もあるとは思ってますよ。ですからこの脱炭素に関して言えば、新しいこういう問題についてもね、議論をされるべきだと思う。議論をもうスタートしなければちょっと遅いぐらいかなと思う。

もちろん沖縄電力さんの問題もあるけどね。水素の供給にしても、議論もあるけどどうしても商業ベースに行くまでにはもう少し時間がかかる。これ、もちろんいろんな法の改正もあるしね。どうしても今、コスト的に単価的に高い状況であるので、だからそれもあり、それもありというような形の、いろんな選択肢というものは議論しておかないと、太陽光と風力ばかり固執してしまうとね、なかなか問題の解決ということのイニシアテ

イブを県が取るには、少し議論的に弱いのではなかろうかなと思ったりもするんですけど、その点はどうなんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

現在県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの改定作業を進めておりまして、3月末に公表予定としております。

その中で、2040年度の新たな数値目標といたしまして、例えば再生可能エネルギー電源比率につきましては、24%から30%に引き上げるというような目標を掲げております。

こういった目標を達成するために、これまでどおり再生可能エネルギーの最大化を行うことはもちろんのこと、クリーンな燃料への移行ですとか、委員御指摘の脱炭素と産業振興の両立を図るといったところについても、具体的なそのアクションプランに落としとして取り組むこととしております。

ただその一方で、脱炭素施策については県民の安全・安心な暮らしを守って、安定的に電力が供給されることを前提に、県民負担にも配慮しながら、取り組むことが必要であるというふうに考えておりますので、引き続き県民の皆様の御理解を得ながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 ですのでね、これちょうど沖縄振興策の見直しなんですよ。なので実はこの話僕らもう、党としては始めているんですけど。振興策の中に、エネルギーの分野ね、要するにどういうふうなエネルギー分野の方向性っていうものが打ち込めるかどうかということは、基本的に考えていかなきゃいけないねって話をしているんですけども。多分それに、県と全く相違があってしまうと、なかなか前に行かない。

高市総理が言ったように、2030年から実装化を目指してくるっていう、フュージョンエネルギーの問題とかね。そういう問題の情報とか、その蓄積をぜひやっというてもらいたいし、だから振興策の中にこれを入れ込めるかどうかという問題も、これはもう長い年月かけてやっていかなければいけないから、これ何か国もバックアップしてもらわないとなかなかうまくいくもんじゃない話なんですよ。なので、今回この見直しがあるというのであれば、そういった中でもそういった議論をね、もうスタートしなきゃいけないなと思ったりもしているんですけど、その辺の考え方ってのは、今まで議論されたことありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 国の成長戦略との関係でお答えいたしますけれども、今年の夏ごろをめどに日本成長戦略を策定されるということについては、情報としては収集しておりまして、その中でエネルギー政策に関する分野としましては、大きく3つございます。

1つ目が資源エネルギー安全保障、GXの分野、それからフュージョンエネルギーの分野、あとはそのマテリアルですね、海底資源の分野があるというふうに認識しております。

県としましては、この国の動向を注視しながらですね、国の財政支援等というところもメニューとして出てくるものというふうに思っておりますので、そちらを積極的に活用することで、クリーンエネルギー導入に関する取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

これ非常に大事な方向性と思っているんですよ。でも、当然今、エネルギーの中には資源の問題もあるので、実は、沖縄の広大な海域の海洋資源の発掘というようなこともこれはもう県単独なんかで到底できる話じゃないので、その辺のところも含めたね、大きなビジョンを持っていくというのを、ぜひ次の、今回の見直しの中でしっかり政府にも匂わすような形を部が取っていくのが必要だし、それを明確に県としても打ち出していく必要が僕はあろうかというふうに思いますので。

部長ね、今話をやっているっていうことは、これは非常に短期的なことじゃないんですよ。非常に長期的な話なんだけれども、これは沖縄の安定した要するに経済基盤をつくるために非常に重要な施策だと思っているんですよ。その点について部長から、この見直しも含めた今後の方向性について、部長としてはこういうのを打ち込みたいなというのが新しくあれば、ちょっと教えてくれますか。

○知念百代商工労働部長 今委員のほうから、国際情勢の話も少し出てきました。

やっぱり、国際情勢によってエネルギーの価格が非常に変わっていくような状況の中で、また我々の県民生活もどういうふうになっていくんだっていう不安、それは供給の不安定さにつながっていくというふうに認識しております。

そういうものから少しでもその不安定さを取り除くためには、エネルギ

一の地産地消といったところを目指していかなきゃいけないんだろうなというふうに思っております、今回今月末に発表できるかなと思っておりますんですけども、エネルギーのイニシアティブの改定を行います。

先ほどエネルギー推進監のほうからも、様々なアクションプランを提示しながら、高みを目指して、エネルギー自給率を上げていくといったこととしております。その中にはですね、確かにおっしゃるような、海底資源があったりですとか、あとフュージョンエネルギーも、そういったのも国も力を入れてやっていくっていうことになっておりますので、その辺は、国のほうからの情報収集もやりながら、そして廃棄物の問題等もありますが、そういう今CO2をですね、出したらそれを回収していく技術、そういったものも、非常に今進んでいるような状況ありますので、こういった技術の進歩も見据えながら、やはりそのアクションプランの中にどう落とし込めていくかといったところは、引き続き頑張っってやっていきたいというふうに思っております。

○大浜一郎委員 最後になります。

とにかくこれ沖縄県をモデル地域に使うぐらいのね、積極性があっていいと思う。島嶼性であり、もう今までみたいにもう石炭に8割も依存するようなものから脱皮をしていかなきゃ、すぐはできないにせよ、新しいことを始めるのは沖縄から少し実験の土台としてね、新しいエネルギーを導入できるかどうか。その辺は少し積極性を持って取り組んでもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 私も泡盛の件なんですけども、先ほど大浜委員が言ったみたいだね、できないことを期待させるよりは、もうはっきりと乾杯条例は難しいですよっていう話をなさったほうがいいって思っています。

ただ、ユネスコのこの無形文化財っていうのは、大変重たいと思うので、それに関連して、何らかの、県として大々的に日本だけじゃなくて世界に対して、泡盛というこの沖縄のお酒をアピールするっていう意味では、積極的にやっていくべきだと思うんですけど、この辺どうですかね。

○波平志津代ものづくり振興課長 委員おっしゃるとおり、やはり泡盛を

世界に向けて発信するためには様々な取組が必要かと思えます。

ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業というものがございますが、こちらは今年は東京・大阪で、例えば泡盛の歴史文化を含めたその魅力をですね、従業員からお客さんに伝えるような講座だとかカクテルの作り方などをした事業がございますが、これを令和8年度は、これからの案なんですけれども5地域以上ということで東京・大阪・北海道、できれば海外一台湾とかシンガポールにも出かけて、もちろん県内も、そのような取組を通してやはり泡盛を、若い人から外国の方、それから観光客に向けて、その魅力を発信できたらなというふうに思っております。

○仲村家治委員 泡盛でしょ、そのかりゆし。頑張っているなどと思ってですね。商工労働部の皆さん全員着たほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

冗談はさておき、僕が一番今、泡盛に期待しているのは、古酒なんですよ。高級感があるし、例えばヨーロッパでいったらイギリスとかフランスとか、コニャックを飲む人たちっていうのは割とこの泡盛の古酒に対して、おいしいという評価をされている部分があるって聞いているんですね。

だから、ターゲットをこの辺を嗜好しているところにもっとね、古酒、10年古酒20年古酒とか、そういう、もう高級感のあるものを持って行って、アピールしたほうが僕はいいと思っているんですけど。これは、造り酒屋が、手間もかかるしそんな大量にはできないんですけども、希少価値があるという意味と、あと日本のウイスキーが世界的にも評価されているんですね。山崎なんてのは恐ろしい値段がついている。

だからこの辺に持ってくるためには、やっぱりそういうウイスキー業界のこれまでやってきたことを泡盛業界の皆さんと、県が中に立って、もっと世界でアピールするためにはどうしたらいいかっていう、そういう協議会もつくってやっていくべきだと思うんですけど、この辺は部長どうですかね。

○知念百代商工労働部長 仲村家治委員からはもう本当にこの委員会のたびに面白い御提案をいただいていると思っておりまして、前は泡盛の日にウェルカムドリンクをどうかと、キャンペーンを集中的にやったらどうかといったお話もございました。

今そういった、協議会なども開いて、泡盛の振興を盛り立てていくような形が取れないかということがありますので、そういったのもちよっと検

討しながら、こういった形がいいのかっていうのは考えてみたいと思っております。

海外に向けては、ちょっと新聞記事で皆さんも御覧になったかとは思いますが、例えインドのほうでの展開事業もこちらのほうでも支援しております、そういう意味では、まだその泡盛を知らない、まだ日本の酒も十分広まっていないようなところで展開していくといったところも、私たち一生懸命支援しているところでございますので、そういったのも通しながら、横展開を図っていただけたらなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○仲村家治委員 ぜひ、この辺もですね、せっかくの沖縄の名産品ですのでぜひ、新参者のビールとか他の酒とは違うんで、しっかりとやっていたきたいなと思っております。

続きまして、エネルギーの件なんですけれども、沖縄県として、先ほどお話を聞いたんですけれどもね。例えば、最近水素で走る車。この水素を作るのも、結構簡単ではないっていう話を聞いているんですけれども、県としては電力さんとか、大手のそういうエネルギー関係者とこの辺の議論とかっていうのをしているんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

沖縄県内におけるその水素の利活用というところでございますけれども、内閣府の予算を活用いたしまして、民間事業者が、ハイドロシャトルというんですけれども、移動式の水素ステーションの実証を行っていたり、またその再生可能エネルギーで、水素を作る実証を行っていたり、それから建設機械において、水素を活用するというような実証などが行われているということ認識しております、それらの事業者と意見交換を重ねているところでございます。

以上でございます。

○仲村家治委員 この水素を作る大々的な設備とかその辺の部分っていうのは、国としてはこの水素に対する考え方っていうのは、どのように方針で持っているのか、分かれば教えてもらえますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 国のほうでは水素社会推進法の成立ですとか、水素戦略などを策定しております、その中で基本的には大規模なコンビナート等で水素の導入をまず図って、水素自体が通

常の燃料と比べるとかなり高価なものですから、値差支援を行うというところが今始まっているところでございます。

県としましては、大規模なコンビナートのように大規模な消費が現在見込まれるというわけではないんですけれども、将来的に水素社会が導入されるということに向けて、民間事業者と連携して環境整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲村家治委員 この陳情とは違うんですけども、エネルギーとか、電気ガスの関連なので聞きますけど、昨日宮古で大規模な停電がありましたけども、この辺の何か、度々宮古は停電があるらしいんだけど、その原因とかがっているのは、県として把握していますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

昨日、14時28分から19時8分までの間の4時間40分にわたって、宮古島全域、約2万6600戸で停電が発生しております。

沖縄電力からは、宮古第二発電所構内の電気設備の不具合ということで第一報受けておりまして、具体的な原因については現在調査中というふうに聞いております。

県としては、引き続き沖縄電力と連携しながら、停電の原因について情報収集してまいりたいというふうに考えておりますけれども、過去の宮古島の停電の原因についても、我々は御教示いただいているところですけども、やはり継続的に同じ問題が発生しているというよりは、その都度その都度、違う原因によって停電が生じているものと認識しております。

以上でございます。

○仲村家治委員 特に石垣とか宮古は人口も多いし、特に医療関係、とてどもね、手術ができない、自家発電があってもどうにかやりくりできるかもしれないけど、それ以上に復旧する時間がかかった場合はなかなか難しい面もあるので、これは県としても電力さんと、この辺のメンテナンスも含めてぜひこういうことが起こらないように、再発防止に対してぜひ協力していただきたいと思いますなと思っております。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 すみません、クリーンエネルギーについてなんですけれども陳情ですね。陳情者は、風力発電、大型風力発電機の導入という提案もあって、県でもいろいろと検討されているみたいなんですけれども。

そもそも、洋上風力もですね、昨年三菱が撤退したように、コストに合わない、円安の影響もあり、さらに風車自体も日本で製造できるメーカーもないですよ。そういった中で、風力について、陸上はもうそもそも沖縄は土地がないので、なかなか難しいという部分もあるし、洋上も今後コストが下がる見込みがないので難しいとなると、沖縄県としても、そこはもう風力というのは、柱の一つとしてはいいかもしれないですけども、そこまで注力する必要があるのかどうかというところがあるんですが、どうなんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 全国的に洋上風力発電の導入が進んでおりますけれども、委員おっしゃるとおり、一部落札事業者の撤退というところがございます。

現在、経済産業省においてですね、入札方式の見直しがなされておまして、その将来的なコスト増加を踏まえた入札制度の在り方ですとか、それから風力発電、洋上風力発電の運転期間に見合った洋上の占用許可の在り方ですとか、そういったところが議論されているところでございますので、沖縄県といたしましても、やはりその太陽光に次ぐ再生可能エネルギーとして、引き続きその可能性といったところについては検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

現実的に、今年度もそうなんですけれども洋上風力発電の可能性調査というのを行っております、県内の風況ですとか、自然条件、社会条件を踏まえてですね、どのような地域に洋上風力発電の導入が可能かといったところの調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○上原快佐委員 もちろん調査は必要かもしれないんですけども、もう既に、経済情勢的に、調査したとしてももうコストがちょっと合わなくなってきているっていうのは、見通しとしてはもう既に出ていると思うんですよ。

そもそもメーカーもないし、原材料も上がっているし、円安もすぐに収まる気配もない中で、ずっと調査するっていうのもちょっと、そこに注力するのもいかなものかなという気がするんですが、一方で、太陽光発電

もメガソーラーの設置が、自治体によって反対運動があったりだとか、経済安全保障上、レアメタルを使わないとそういった太陽光発電できないですよ。

そういった中で、我々経済労働委員会としても、昨年視察に行った大阪万博で、次世代太陽光発電ペロブスカイトの展示もされていたんですけども、自治体によっては、そのペロブスカイト、並びに水素もそうですけど次世代エネルギーについての、既に補助事業をやっている自治体というのが幾つかあるんですね。ペロブスカイトに関しては、原材料ヨウ素になりますので、これ埋蔵量日本が世界一ですよ。

だから経済安全保障上も、エネルギー安全保障上も非常に有効なものだと思うんですが、沖縄県としてこれを進めていく、研究している、そういった実績はあるんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

ペロブスカイト太陽電池の実証につきましては、現在沖縄電力さんが宮古島のほうで実証実験をされていると伺っております。

県としましては、そのペロブスカイト型太陽電池も含めて、新エネルギーの実現可能性実証事業というものを実施しております、その中で、水素アンモニア等による発電システムであったりとか、ペロブスカイトではないんですけども、かなり薄型の軽量の太陽電池が今出ていますので、それを沖縄の特性にあってどのように展開していくかというような、実証を行っている事業所さんなどを支援させていただいているところでございます。

以上でございます。

○上原快佐委員 今言ったように幅広く、今次世代のエネルギーについてやっているのは理解できるんですけど、ただ、高市総理が、所信表明の中で、エネルギー安全保障の中でペロブスカイト太陽電池をはじめとする国産エネルギーは重要だと、要はペロブスカイトって名前を出してやっていく。だから、それぐらい重要なものですよというのを、所信表明の中でおっしゃっているわけですよ。

なのでこれ国としても、今後注力していく方針がもう既に見えている中で、他の都道府県、例えば、福島県とか、宮城県とかはもうペロブスカイト太陽電池調査研究事業、それに注力しているような事業まで展開している状況の中で、ちょっと沖縄県は洋上も水素も調査します、他のも調査します。ちょっと、要は方向性が分散しているので、そこは一つに注力して

やっていくっていうのも必要なんじゃないかなと思うんですが。どうなんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

再生可能エネルギーを導入拡大していったって、エネルギー自給率を高めるといったところで申しますと、やはり沖縄地域においてもですね、様々な地域的特性がありますので、様々な技術を複層的に取り入れて、エネルギーの自給率を上げていくということが必要だと考えております。

ですので、太陽光発電を屋根に設置しても、足りない部分についてはやはり風力発電、洋上風力発電を導入していく。太陽光発電、屋根だけではなく、壁に張るといった場合にはそのペロブスカイト型太陽電池を入れていく、それから、どうしても化石燃料自体に依存せざるをえないような体制がございますので、火力発電の水素アンモニアの混焼を進めていく、そういった、複層的に取組を重ねていくことで、再生可能エネルギー電源比率、エネルギーの自給率を向上させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上原快佐委員 別に複層的に、いろんなところのエネルギーを検証する、検討するっていうのは、別にそれは否定しないんですけども。

ただ、もう他の地域では、ペロブスカイトの今後の将来性も含めてですね、既に注目されていて、動き出しているんですよ。国においても既にそういうふうに動き出している中で、沖縄県だけ全方位でやりますよっていうのは、ちょっとあまりにも他の地域から出遅れないかなっていう心配があるんです。なので、ペロブスカイトもちょっと柱の一つとして、さらに注力すべきではないかという提案なんですけど、どうなんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 ペロブスカイト型太陽光発電に関しましては現状、製造メーカーの皆様に国が支援をして、その開発を進めているというところがございます、そのペロブスカイト型太陽電池が市場に出回っているかという、現状まだ出回っていないというような状況がある中で、沖縄県として導入する場合には、やはり国の補助金等を活用した財政支援、それから税制支援を行いながら、民間投資を誘発するというような形で再生可能エネルギーの導入を進めておりますので、現段階で沖縄県が主体となって、そのペロブスカイト型太陽電池の導入拡大を図るといったところについては、まだまだ検討が必要な段階かなと考

えているところでございます。

以上でございます。

○上原快佐委員 もちろん慎重になる、まだ市場に大幅に普及しているわけではないので慎重になる姿勢も分かるんですけども、ただ一方で先行している自治体っていうのも既にどんどんどんどん出てきているんですよ。もう既に実証実験を行っている自治体、これ札幌市ですけども。あとはさっき言った福島県に関しても、調査研究事業も可能性調査事業であったり、いろんな事業を行ってきて、他の自治体ではもう既にどんどん進んでいるので、そこは、さらにちょっと一步進んだ調査研究が必要だと思うんですけど、いかがですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 現在、他の地域で行われているペロブスカイト型太陽光発電の実証につきましては、主に建材一体型の部材について住宅等に設置した場合に、どれぐらいの太陽光の発電効率があるかどうかというのは実証が行われていると認識しております。

県としましては、それらの実証の技術動向も注視しながら引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上原快佐委員 ぜひ引き続きですね、そこは、他府県の事例を私自身もちょっと今後も調査しますけれども、県としても、これもう既に国の方針でもあるので、積極的にそこは情報を取りに行ってくださいようお願いしたいと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今のエネルギーの関係で、うち新規の2件出ておりますので、お尋ねいたします。

先ほど、このイニシアティブの見直しに着手してもうそろそろ示されるということでしたけれども、今現状の12.5%で2030年度の18%達成はもう見込めるといって今達成状況になっているという理解でよろしいですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 はい、先ほど少し答弁し

ましたけれども、2023年度の再エネ電源比率が12.5%ということで、クリーンエネルギー・イニシアティブは2020年に策定しているんですけども、そのときの再エネ電源比率というのが8.2%ということでございました。

ですので、これは2023年度の数値なんですけれども、2020年度から2023年度まで、4.3ポイント増加しているということで、目標の18%に向かって進んでいるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○仲村未央委員 いや、向かってってというのは、だから2030年度の18%はもう達成見込みだという判断で、先ほど再エネの計画の見直しも上方修正されるということもあったので、現在のこのペースでいけば、十分に見込めるといようなペースになっているのか、上方修正との兼ね合いも含めて、もう一度お尋ねいたします。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 2040年度の目標を新しく改訂版のクリーンエネルギー・イニシアティブで定めるということでございますけれども、こちら24%から30%という形で、さらなる高みを目指した目標設定をするということでございますけれども、こちらは2030年度に18%を達成して、さらなる積み増しを見込んだ数値という形で整理してございます。

以上でございます。

○仲村未央委員 そういう順調だという理解でありますけど、ハワイはもうむしろ前倒しで進んでいるというようなことで、前回行ったときにもそういう説明があったんですけども。

昨日の宮古の停電も重なっておりますけど、宮古島はむしろ、島嶼型のコミュニティースマート電源のですね、むしろ先進地でこの間一番取組が顕著にある地域だと思うんですけども。そこの実際にはこの自給力というか自給率というか、どんな状況なんですか。島嶼型としての、宮古の今実態というのは。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 宮古島市に限定して、統計的に再生可能エネルギー電源比率というものをちょっと統計上把握しておりませんので定量的なところは申し上げられないんですけども、県においてもですね、宮古島市を中心に、離島における太陽光発電を設置して

蓄電池を導入するモデルを推進していたり、あとは沖縄電力さんが来間島において、太陽光発電と蓄電池をセットにしたマイクログリッドの構築を行っていたり、あとは宮古島市さんがですね、環境省の脱炭素先行地域に指定されて、市独自でも取組を進めていらっしゃるということもあります。沖縄県内におきましては、宮古島が一番再生可能エネルギー導入に関して進んでいる地域かなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○仲村未央委員 ですので聞いているんですけど、昨日のような、停電でね、ほぼ全世帯が影響を受けるような規模だったわけですよ。そういう中で、皆さん島嶼型を進めて、特に宮古については特段その力を入れてきた地域なわけですよ。

そういう意味で、その定量的なものもやっぱり把握するべきだと思うんですよ。どういう状況だったのか。そういう、もしその送電がうまくいかないときに、この自給型で対応できる範疇っていうのがどれぐらいになっているのかですね、そういうのは何かないんですか。今皆さんが把握されている情報っていうのは。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 今回の停電に関連して、再生可能エネルギーとの兼ね合いがどうかといったところについては、少し昨日のことでございますので情報収集中というところではありますけれども、一般的に、住宅・事業所に入っている自家消費型の太陽光発電の導入も我々進めているんですが、その場合にはやはり停電をしたときであっても、蓄電池から電気を放出して、その電力の使用ができるという状況でございますし、ちょうど1年前ぐらいに、宮古島市で停電が起きたときには、来間島においてですね、系統から島を切り離して、島の電気だけで電気を賄うというような事例もございますので、恐らくその今回もそのような事例というものはあるものかなというふうに考えております。

以上でございます。

○仲村未央委員 この沖縄のその高コストの大きな原因であるこの島嶼の電力も含めて、全体を賄っていかなければいけないからコストが高いですよってこの間、課題がありますよね沖縄の。

そういう中で、この宮古ももちろんそうなんですけれども、各島々のその自給をどうしていこうっていうような目標値とか、方策、方針とか計画とかっていうのはあるんですか。今宮古は実証でももちろんパイロット的に

やっているだけなのかね。

それとも県として、各島々の、自給、特に台風ももちろんあるでしょう。それからこういった離れていることの、やっぱりコスト高を根本的に解決していくって意味では、先々を見ながら、その自給率を持ってね、目標を立てたり、取組をしたりというような、こういった計画っていうのはありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 各離島に即したエネルギーの地産地消に関する、いわゆるK P I的なところについては今持ち合わせてございません。

ただそれぞれの離島の地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大を図らなければならないといったところは必要性としては認識しております。今申し上げた宮古における太陽光発電であるとか、波照間島における可倒式の風力発電であるとか、それから系統用蓄電池の導入であるとか、そういったところを今後とも、事例を積み上げていって、各離島のですね、エネルギーの自給率向上というところを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲村未央委員 私はそここそ、やっぱりしっかりK P Iも持ってね、進めていく必要があると思うんですよ。

やっぱりこういったこの大規模停電っていうのはやっぱり、大変な影響を受けますし、これはいろんなインフラ、特に命に関わる部分も、全て電力次第っていうところは非常に左右されますので、やっぱり具体的に、分断されたときにどうするのかっていうことも含めて、その危機管理も含めてね、やっぱり目標立てて方針化していく必要はないんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 各離島のエネルギーの安全保障といったところで、やはり系統が接続されていない離島などにおいてはですね、やはり災害等で停電が起きるなど、不安定で脆弱な状況にあるというところは認識しております。

ですので、今日委員から御指摘いただいた内容も含めてですね、今後検討して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲村未央委員 そうですね、ぜひ定量的にも把握をしていただいて、や

っぱりこの間実証も積み重なってきて大分大きな投資になっていると思うんですよね、この間かけたその予算的なことも含めて。

ですので、現状どうなのかとか、そして本当に実際に孤立があるようなときにね、どれだけ自給する力が現状あるのかっていうことはやっぱり把握は、少なくとも県としては持っておく必要があるのかなというふうに思いますので、ここはぜひお願いをします。

それから今日環境部も来ているということですがけれども、バイオマスとかですね、廃棄物に関連する取組ってというのは実際、特に農林水産部との連携があるのかないのか。これ商工も含めてですがけれども、具体的に何かこの取組については特に廃棄物の処理に関しての取組ってというのは、何か連携がありますか。具体的に、商工・環境・農林で。

○大城洋平環境整備課班長 お答えします。

第五期廃棄物処理計画の中で、各リサイクルなどの政策を立てている中で、家庭ごみから出るバイオマス資源も含めて、あとはこの農林から出るバイオマス資源っていうのも施策の中にも含めてこの計画を推進しているところですよ。

以上です。

○仲村未央委員 商工はありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 バイオマス活用に関する検討につきましては、石炭火力発電所における建設廃材の混焼ですとか、あとは中城にあります木質バイオマス発電所の稼働、それから浄化センター等でですね、下水汚泥を活用したバイオガス発電、それから家畜排せつ物を活用したバイオガス発電の導入といったところが進んでいるというふうに認識しているところです。

一方で、これらの資源っていうのがやはり偏在をしておりますので、これを収集、運搬して利用するといったところについて、やはりその採算性の面からですね、大きな課題があるというふうに認識しておりますので、引き続き関係者の皆様と連携して、取組を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○仲村未央委員 先ほど来あるようにですね、水素とか風力とか含めて、もちろんそこも選択肢として、再エネ作っていくっていうのは非常にいい

と思うんですけれども。

ただ一方で、実際に今現場の中で一番需要が高い、こういった今説明があった廃材とかですね、それから畜産廃棄物。これは家庭から出る廃棄物もそうかもしれないけれども、具体的に、その地域の循環をどうしていくか。それとエネルギーが直接結びついて効率がいかどうかというのはまた別の指標があるのかもしれないけれども、ただ一方で、本当に現場で困っていることは、一番は畜産関係の廃棄物なんですよね。これ今畜産は基金をつかって、今回上げてくるっていうことでね、その環境対策事業としてもこの家畜排せつ物の取組って非常に大きな、従来からのテーマなんですけれども。

皆さんの計画もそれぞれの各部署部署で進んでいるものを見ていろいろ書いてはあるけれども、実際にはこういった横串を刺すような連携っていうのはあまり見えなくて、いつも同じ課題を同じように、こう説明されているような感じがするんですね。例えば今言うように、資源が分散化しているとか、量の問題とかですね、これに誰がリーダーシップを取ってやるかってなると、それによって、現場の産業はやっぱり伸びるどころか、この重荷に耐えかねてどんどん廃業しているっていうような状況がずっとこの間続いてきている部分もあるわけですよ。ですので、やっぱり自給率の一つとしてね、バイオマスやその廃棄物の活用というところをやっぱり全体としてもそこにもうちょっと注力をしてね、この皆さんがつくろうとする新しい再エネのこのイニシアティブの中でも、やっぱり一つの取組としては、ここもターゲットにして、目標立てて、あるいは連携を強化して取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。双方ですね、これはやっぱりみんなが連携しないとできないんですよ。これ農林だけに結局投げても何も始まらないし、手をつけられないまま、結局この間ずるずると来ている。環境部の計画も商工労働部の計画もここを別に書いてないわけじゃないけれども、積極的かっていうとどこも積極的にやってないんじゃないですか、部長、どう思います。こういった実際産業現場の課題、これ雇用にも関わる問題だし、産業本当にどう進めるかっていうところの全体も見通しながらね。やっぱりそのどこに、その資源や予算を向けるかっていう時にここに課題が全然浮上してこないから、いつも置き去りになって、ずっと課題のままとどまっているっていう状況がやっぱり一番大きいのは、この廃棄物の問題だと思うんですよね。そこら辺で今エネルギーと結びつけてはいるけれども、全くその発電ができないわけじゃなくって、そこは地域の、例えば農業の循環の中でとらえる規模の発電かもしれないけれども、そこも含めて自給率の一つにね、や

っぱり念頭に置いていくっていうのは必要じゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○知念百代商工労働部長 ありがとうございます。

今委員のほうからお話があったのは、サーキュラーエコノミーの概念にも通じるものかなというふうに思っておりまして、やはり県内で出ていく畜産関係の排せつ物を活用したものも、最大限にできるようにしていきたいというふうには、ちょっと思いました。そういう意味では農林サイドのほうそれから環境部のほうと、横串を刺してというお話でしたけども、もう少しやっぱりコミュニケーション取りながら、どういったことができるのかなというふうには考えていきたいなど、改めて思ったところがございます。

バイオマスもですね、再エネの12.5%という先ほど話ありましたけども、太陽光について、今県内の中では大きく占めるような要素もございしますので、それをもう少し県内の中で、まだまだ集められる要素があるのであれば、その偏在する部分をどうやって解決できるかといったところは、部局のほうとも相談しながら、乗り越えていけるところかなというふうには思いましたので、頑張っていきたいと思えます。

○仲村未央委員 ぜひお願いします。

あともう一つ、最後に気になっているのが今のイラン情勢の中で、どうしても沖縄の電力の資源がね、LNGに振り向けてきて、少しずつコストを軽減してきましたっていう経過はあるけれども、やっぱりそれも含めて、全部が値上がっていくっていう中にありますので、その電気料の影響、どうなんでしょう。そういう情報があるのかね。この件に関して特に電気料に関してどういう把握があるのかお尋ねいたします。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 今回のイラン情勢を受けて、問題は2つあると思っております、まず1つ目が、燃料が確保できるのかという問題と、燃料が幾らぐらいで調達できるのかという問題がございます。

それで、まずは燃料の確保ができるのかという問題につきましては、基本的に、沖縄電力に確認したところ、LNG・石炭・石油とも、燃料の確保には特段問題がないというふうな回答をいただいているところです。

ただ沖縄電力はオーストラリアとかインドネシアあたりから調達しているので、ホルムズ海峡を通過しないということで量の確保については問題

ないということではあるんですけども、ただ価格につきましては、やはり国際的な石油の値段と連動してくるということがございますので、この状況がどれぐらい続くかといったところは注視してまいりたいというふうに考えております。

それから電気料金につきましては、燃料費調整制度というものがございまして、これに基づいて燃料の単価の調整をしているということなんですけれども、現状では、例えば3月の燃料価格が高騰した場合、最短でもですね、8月分の電気料金に反映されるという形で、そのタイムラグがある状況にございますので、今後もその燃料価格を注視しながら、県としては経済界のニーズ等も踏まえながらどのような対応ができるかといったところは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲村未央委員 もう物価高対策で大分ね、いろいろ補助なども拡大した経過もありましたけども、またもしかするとこれはもう沖縄県だけの問題でもないと思うんですけども、いろいろ対応が出てくる可能性もあるので、注視をしながら、ぜひよりよく情報も把握していただければと思います。

ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 お願いします。

私も9ページの陳情令和8年第19号、新規。このクリーンエネルギー・イニシアティブについてなんですが、この陳情を見るとですね、沖縄電力さんの2030年度の再エネ導入目標に対して、県が目指す目標と、連携を強化して双方の目標が達成することが、それぞれの大きな効果を得るということなんですが、電力さんが2030年に目標にしているこの再エネの、太陽光発電10万キロワット増、あと大型風力発電5万キロワット増。この目標値の今の現状というのは情報はありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

沖縄電力のCO₂ゼロロードマップでございましてけれども、こちら2050年度のカーボンニュートラルの実現に向けてロードマップを策定しているものでございまして、2030年度のCO₂の排出量については、2005年度比

で30%削減するというところが大きな目標となっているところで、その中の取組の一つとして、太陽光発電を5万キロ、それから大型風力発電を5万キロという形になっているところでございます。

実際のこの再エネ導入拡大の部分につきましては、2023年度現在です、ね、太陽光発電の導入については5000キロほどで、大型風力についてはまだまだ導入ができていないという状況というふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○上原章委員 太陽光の10万キロワット増に対して5000キロということですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 少し陳情の要旨が分かりにくいかもしれませんが、沖縄電力のロードマップにおいては、太陽光5万キロ、大型風力5万キロ、合わせて10万キロの導入を図るといったような目標になってございます。

以上でございます。

○上原章委員 先ほどの答弁で5万キロに対して5000キロということですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 太陽光発電につきましては、2030年度までに5万キロワットの導入目標を掲げているところ、沖縄電力の現在の導入実績としては5000キロワットというふうに聞いております。

以上でございます。

○上原章委員 ありがとうございます。

それでぜひですね、県が目指す目標値、2030年、2040年、先ほど答弁がありました。しっかり民間の取組も含めて、連携を強化していかないと、なかなか目標値を達成できないような、今、感じをしております。

あわせて、今の風力についてなんですが、大型風力がなかなか本島では進まないという中で、今の制度上、乗り越えなくちゃいけない条件があると思うんですが、この風況観測、要するに大型風力の適地選定という可能性は、今見通しは、要するにどういった関係機関との取組をされているのか、ちょっともし状況があれば教えてもらえませんか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 風力発電の導入にあたっては、まずはその設置場所で設置する規模に応じて高さがありますので、その地点において、どれぐらいの風況があるかといったところをまず観測をしてですね、それに基づいて、機種を選定であったりとか、環境影響評価であったりとか、住民への理解促進といったところを図って行って着工されるといふ状況にございまして、実際にその風況をまず確認するといったところが、風力発電設置の一番最初のところというふうに考えております。

それで沖縄の場合は、台風の影響で極地風速が90メートルあって、なかなか難しいという事情がございまして、民間においては、なかなかその風力発電の設備投資に向けた調査まで入っていけないという部分がございましたので、今県のほうで風況調査の補助をしているところでございます。

それで令和6年、7年度と支援をしてまいりましたけれども、現状では国頭村、それから名護市と宮古島市のほうで調査が進んでいるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○上原章委員 これ調査は県がやっているってことですか。これ委託して進めているってことですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 県が3分の2の補助をしまして、上限を1500万として補助金を交付しているものでございます。

○上原章委員 これ県内のそういう企業、民間がやっているってことですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 おっしゃるとおり、沖縄電力も御活用いただいているところでございます。

○上原章委員 この見通しというか、いつ調査の結果が出るというスケジュールはあるんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 風況調査に当たりましては、少なくとも1年間の風況データを集めていかなければならないということがございまして、現在その調査データを収集したところといったとこ

ろでございまして、そのデータに基づいて、機種を選定であったり、それからその採算性であったりというところが検討されるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○上原章委員 分かりました。

あともう一点、この陳情者の3番のプラスチック類を回収してプラスチック原料に戻す工場建設とか、あとこの生ごみを原料としたメタン発酵発電等の建設等、非常に具体的な陳情になっているんですけど、処理方針が全くそれに対して答えてない処理方針としか私は受け止めきれないんですが、実際こういった陳情の、先ほど仲村未央委員もおっしゃっていましたが、本当に今現場では、生ごみ、畜産等の廃棄物、一般ごみも含めてですね、非常に今はメーカーさんとか、様々な国内の企業が、エネルギーに変える、いろんなそういう取組をしていると私も聞いているんですが、こういったのは県は全くそういった現場の思いと、具体的にそういった解決策というものの調査とか、しっかり推進をしようという今動きになっているのか、ちょっともう一度お聞かせ願えませんか。

○大城洋平環境整備課班長 お答えします。

今委員からありましたとおり、この産業から出てくるバイオマス資源というのは、実際に民間企業のほうでも資源を活用して発電というふうな取組をされているのは承知しているところです。

この陳情にある内容につきましては、基本的に家庭から出る一般廃棄物に関する部分だと思うんですけども、基本的にプラスチックもそうですがバイオマス資源、生ごみ等が今可燃ごみのほうに入っているのも、それも資源として活用できるんじゃないか、そのために必要な施設の整備というふうな陳情の内容になっていると思います。

県のほうで今実施している、実際に企業のほうからこういった資源可能なものがあるということで参入したいというふうな声は聞いているんですけども、ただ、安定した供給量がないとやはり事業の採算性が取れないという部分もありまして、御承知のとおりこの一般廃棄物というのが市町村の自治事務にもなっていますので、県独自で進めていくというのが難しい部分もありまして、今はソフト交付金を活用して、このモデル事業、実証事業を通して、実際に市町村からリサイクルするという形で進めたいというふうな声がありましたら、そのモデルを通して資源化するという調査検討を進めているところです。

それが今、県内でも、プラスチックやこの生ごみを資源化しているところはちょっと少ないんですけども、このモデル事業を通してこの横展開をできればというふうに今、この調査検討している段階というところですよ。

以上です。

○上原章委員 分かりました。

確かに市町村が、そういったごみ処理等の取組も第一義ではあるんですが、先ほど、採算性っておっしゃっていましたが、私もちょっといろいろ、その関係者と意見交換する中でですね、むしろ、今こういったごみ処理とか、畜産等の廃棄処理等をしている経費等比較すると、こういった今、再生エネルギーに転換できるような今全国でも取り組んでいる中で、相当経費が節約されているというこういったデータも出ているんですね。

ですから、ぜひ市町村と県が連携を取ってですね、今現場で本当に苦労されている。それぞれが、これをどう廃棄、また再生エネルギーに転換できるという中で、やっぱり個々の、また民間の生産者に限界がある中でやっぱり行政が乗り出していくというのが非常に大きな、全国でもモデルができていますと聞いていますので、その辺はぜひ県が積極的に情報収集して、取組をお願いしたいんですが、最後にもう一度お聞かせ願えますか。

○大城洋平環境整備課班長 ありがとうございます、お答えします。

一番課題となっているのが、まず一般廃棄物の部分でありますけれども、そういった採算性も取れるという側面で、この安定した供給量っていうところがやはり大きな課題になっていまして、まずは安定した供給量を確保するために、県内の市町村のほうでこの分別収集っていうのが進んでいって、それが安定して拡大化した中で、今後どのような、建設が必要なのかというのはまたその次の課題かなと考えています。ですので、今はその分別収集を促進するっていうところに注視しているところですので、引き続き県のほうでも調査検討を進めていきたいと思っています。

○上原章委員 先ほど話がありましたように、畜産現場では、そういう廃棄処理に非常に御苦労されている。ですから、労働環境いろんなそれぞれの、ちょっと縦割りで見るとなかなか、しっかりした取組ができない。そういう意味では本当、各部長の連携で、今言った安定した供給という意味では、本当に必要なところが今間違いなくあると私は感じているので、その辺は連携して、取組を強化していただきたいと思います。

終わります。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

儀保唯委員。

○儀保唯委員 新規のクリーンエネルギーの7ページ目なんですけど、処理方針で、ハワイ州と再エネ導入に関する知見の活用など意見交換しているということですが、ハワイはなぜここまで進めることができたのかっていう分析、どうされていますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 ハワイで再エネが進んでいる理由でございますけれども、まず1つ目といたしましては、州法で電気事業者に対して、毎年の再エネ電源比率の達成というものを義務づけているといったところがございます。

それから住宅を新築する際に、太陽熱の温水器または、そのヒートポンプを設置する必要があるとございます。その他、投資を誘発するためのインセンティブ、補助金などですとか、税控除が充実しているといったところが、沖縄県とは大きく異なる点かなというふうに考えております。

以上でございます。

○儀保唯委員 確かに法律とか、税の面でいうと、県のできる範囲ってのは限られてくると思うんですけど、この点、国とどのように意見交換しながら進めていく方針とかありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 再エネ電源比率の義務づけといったところはなかなか難しいところではあると思うんですけども、県といたしましてはクリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、再エネ導入目標を掲げて、国それから民間事業者、県民一体となっていて、投資を誘発していくというような方向で、現在進めているところでございます。それからインセンティブにつきましても、現状では離島における太陽光発電の導入ですとか、風力、洋上風力、それから新技術の実証といったところを、予算をつけまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○儀保唯委員 では次、陳情者が蓄電池の設置拡大を図ることということをお求めていて、処理方針で蓄電池の導入支援などを実施しているというこ

となんですけれども、具体的にどのようなことを行っているか教えてください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 県のほうでは、島しょ型エネルギー社会基盤構築支援事業というものを実施しております、その中で、離島において、太陽光発電と蓄電池をセットにして導入して、主に自家消費型で活用していただくような補助事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○儀保唯委員 ありがとうございます。

では、次の陳情で継続なんですけれども、4ページ目の陳情令和7年第67号なんですけど、この処理方針の中で、県において労働時間の大幅短縮ですとか、男女ともに働きやすい環境整備を行うに当たって、企業にセミナー等の実施とか認証制度の取組っていうのを行っていると思うんですけども、先日、JAで過労が元で労災認定された方がいるというニュースがありました。多くの労働者を抱える組合でそういう状況が起きた、またその労働者が体制を変えてほしいということも言ってもできていなかったという状況を、県はどういうふうに見止めてこれからの取組に生かせるのかということをお聞きしたいです。

○西垣紀子労働政策課長 今回のJAの職員についてはもちろん新聞報道について、内容を承知しております。労働時間も含めて、労働基準法でももちろん定められている中で、やはり時間外がかなり超過しているという実態があったというところでございまして、この件につきましては、県としても先ほど委員が申し上げたとおり、セミナーであったり、法の理解を、事業者側に周知をするというセミナーは実施しておりますが、実際そこを守っていけるのかっていうところが重要だと思っておりますので、そこは国の労働基準監督署であったり、国とも日頃から意見交換をしておりますので、そこも含めて県としても、しっかり県内企業への周知も、さらに徹底するような形で、強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○儀保唯委員 これ、やっていることに加えてやる必要があるんじゃないかと思えた事件でした。

もう一つ、やはり過労の労災っていうのは、労働者側が頑張ってしまう

わけですよ、限界まで。ということは、労働者自身も、労働者の権利が分かってないと動機があっても訴え方が難しかったり、労働組合に訴えることを思いもしないっていう、頑張ってしまうんですね、1人で。そういう意味では、やはり労働政策課が、もうちょっと教育とも連携して、高校生から働くわけですから、その労働者の権利をもっと伝えていく必要もあるんじゃないかなと思うんですが、提案としていかがでしょうか。

○西垣紀子労働政策課長 今事業としましては労働相談事業という中でですね、もちろん名称のとおり、労働相談を受ける事業がメインとなっておりますが、その中で、委員おっしゃるとおり高校生であったり、大学生であったりっていうところがバイトを始めますので、まず労働基準法とかその労働条件通知書があるんだよとか、そういった基本的なところから、高校生でしたら授業の一環として取り組むというところ、今実際やっております。ここは高校生と今大学生を含めて実施をしている状況となっております。

○儀保唯委員 ぜひこの部分、今やはり足りないなど。過労の、労災のニュースが出るたびに思うので、力を入れていただきたいと思います。
終わります。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、産業政策課エネルギー政策推進監から答弁修正の申出があり、委員長がこれを許可した。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 上原章委員からの御質問の中で、沖縄電力さんのロードマップ、10万キロの再エネ導入。太陽光が5万キロ、それから風力発電が5万キロと申し上げまして、太陽光発電の現状の導入量について私5000キロというふうに答弁させていただいたんですけども、最新の情報を把握できまして、現状では2万163キロワットということでございます。

○新垣淑豊委員長 次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 4ページの沖縄県女性団体連絡協議会からの陳情。

最低賃金を全国一律にしてほしいんだと。しかも1500円に。ということで決めるのはそういう機関ですということですが、物価高騰の中で、労働組合はよく賃金を引き上げることに伴うっていうか、根拠となるアンケートして、物価高騰の中でとりわけこれだけ最低賃金がないと生活できないんですっていう、その生活コストの観点からの要求なのです。

それに対して、まず全国一律が必要だということと、この金額の妥当性ということについて、皆さんどういう見識・見解を持っているのか、伺います。

○西垣紀子労働政策課長 お答えいたします。

まず最低賃金の価格を全国一律にする内容ということにつきましては、6月か9月かの答弁でもさせていただきましたが、やはり大企業が数多くある東京都と、例えば零細企業が多い沖縄県とを、一律に最低賃金を統一することが果たして本当に県内企業にとって存続ができるものなのかっていうところも含めまして、やはりそこは地域の実情を合わせて、実態を鑑みて、最低賃金は定められるのが望ましいのかなというふうに考えを持っております。

もう一つ、組合からの最低賃金のところではございしますが、先月2月末に実質賃金が、実際に5年ぶりに増加に転じたっていうところも統計として出ておまして、かなり給与額は、沖縄県としても、全体として見ても上がっている中で、物価高騰・物価上昇を含めてもやはり実質賃金が、令和7年でいきますと、実際5年ぶりにプラスになったという統計がございまして、その中でその組合が、実質に求めている統計といいますか、そういったところも加味しながら、今後はそういった意見も聞きながら、最低賃金審議会のほうに反映されているものと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 もうそれについては見解は相違がありますので、追求しません。

最後にしましょうね。ハワイ州とのクリーンエネルギーの協力に関する陳情第18号。ハワイの促進では法的な縛りと事業者への義務化と同時に各家庭に設置することに対してハワイ州は相当の支援をやっていると。それが私たちハワイに行ったときに学んだ大きな点でした。ですから、事業者任せではなくて、沖縄県で住宅建設に当たって、どれだけ太陽光を設置、

何%ぐらい普及されているということを把握しているのか、あるいはそれを普及するために、県として行っている完結型のその金額と、この程度で本当に目標に見合うような接近ができるのかと。そういった点では沖縄、もっと普及するがための独自の予算対応をしてでもこの目標に接近していくということが必要じゃないのか、検討すべきだという点で伺います。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 沖縄県におきましては、離島における太陽光発電導入については支援させていただいておりますけれども、沖縄本島につきましては、民間事業者がですね、自力で導入拡大を図っているものというふうに認識しておりまして、その導入量につきましては、毎年クリーンエネルギー・イニシアティブの進捗を確認する中で、把握しているというような状況でございます。

今後の取組につきまして、さらなる取組が必要ではないかというような御指摘だったかと思うんですけれども、次年度の当初予算においても、一括交付金を活用した島しょ型エネルギー社会基盤構築事業を計上しておりまして、その事業を中心にですね、また例えば金融機関と市町村と行政が一体となった連絡会議を設置するなど、財政面以外のところの取組も含めて、再エネ導入拡大に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 だから、各住宅の設置状況は、企業が本島内で頑張っていますと。どの程度普及されていて、その店舗が、設置目標——CO₂削減、再エネ普及の目標に照らして、県独自に財政手当してでも、この目標に接近していくという方向性は目指さないという答弁になるのか、やっぱり検討して、今いう自家発電に、蓄電のそれをセットした補給しますという事業があることは分かります。でもその事業の規模感とか目標との関わりで、うちはもっと拡大すべきだと、そういう視点での検討とかしないのかということをお伺いしたんですけど。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 沖縄県としましては、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの中で、再エネ導入目標を掲げておりまして、18%ということで申し上げております。それに向かって沖縄県としては、離島における太陽光発電導入支援など、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

それと併せてですね、民間事業者のほうでも、ビジネスとして太陽光発

電の導入等を行っておりまして、これらの定期的なモニタリングといったところに関しましては、イニシアティブの進捗状況報告を毎年確認しながらモニタリングしているといったところでございます。

現状といたしましては、再エネ電源比率については12.5%ということで、目標に向かって進んでいるということで認識をしているところでございますので、基本的にはその目標に向かって県、それから民間事業者、一緒になって取り組んでいるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 終わります。

○新垣淑豊委員長 次に、新里治利委員。

○新里治利委員 なんかテンション下げてしまってすみませんけど。このハワイ州とのクリーンエネルギー協力に係る覚書ですけど、陳情ですね。今県のホームページに飛んでぱっと見たんですけど、本覚書の最後に、この覚書自体が、ハワイと沖縄の中でいかなる法的拘束義務はないと言っているんですけど、これはどういうことですかね。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 こちらの条文についてはハワイ州のほうからの要請で入れているんですけども、基本的にそのハワイ州において、法的拘束力の有無といった所を明らかにして覚書を交わさなければならないということで、その法律上の処理の形で入れているということで、いわゆるお互いに法的な義務があるわけではなくて、国際協力の範囲内で、一緒に取り組んでいきたいと思いますというようなことを明文化したものでございます。

以上でございます。

○新里治利委員 その前に、様々お互いで修正できるとありますが、これはどういうことですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 基本的にはこちら協力の覚書でございますので、毎年、沖縄県とハワイ州の間で、タスクフォースミーティングを行って、いろいろ議論する中で、その覚書の内容について、新たに付け加える所、削除すべき所があるのであればお互いお話をしながら、適宜修正しましょうというような趣旨でございます。

以上でございます。

○新里治利委員 覚書の内容で、大前提が消費電力を30%削減して、その上で、再生エネルギーを40%使っていくということで合っていますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 大変申し訳ございませんが、覚書自体にはですね、そういった数値目標については、掲げておりません。

以上でございます。

○新里治利委員 以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

○新垣淑豊委員長 以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時30分再開

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

喜屋武盛人農林水産部長。

○喜屋武盛人農林水産部長 本日はまた御審査のほど、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、農林水産部の議案について御説明いたします。

本日は、スマートディスカッションに掲載されております乙号議案説明

資料により御説明いたします。

今回農林水産部から提案いたしました乙号議案につきましては、条例議案4件となっております。

説明資料の2ページを御覧ください。

乙第12号議案は、卸売市場法の一部が改正され、卸売市場の開設者が業務規程に定めるべき内容が追加されたことに伴い、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、指定飲食料品等に関する公表について定める必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第12号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**新垣淑豊委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣淑豊委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

○**新垣淑豊委員長** 次に、乙第13議案沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

喜屋武盛人農林水産部長。

○**喜屋武盛人農林水産部長** それでは説明資料の3ページを御覧ください。

乙第13号議案は、沖縄県立農業大学校が質の高い農業教育を提供し、就農者支援を続ける上で、授業料の額の適正化を図る必要があることから、沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**新垣淑豊委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 授業料の改定ということなんですけれども、この間の改定の経過等々、御説明をお願いいたします。

○長嶺和弥営農支援課長 お答えします。

県立農業大学校でございますが、昭和54年に名護市にて開校しております。

昭和54年から平成15年までは、授業料の徴収はしておりませんでした。

その後行革の関係ですとか、歳入の確保、受益者負担の原則などに基づきまして、平成16年度から授業料の徴収を開始しています。

当時の授業料でございますが、当時の高校授業料の半額になります5万5800円。これは、他県の農業大学校も県立高校の授業料に準拠して徴収しているという状況も踏まえて、平成16年度からは、当時の高校授業料の半額の5万5800円を徴収しておりました。

その後3年経過して、平成19年度からは、さらに高校授業料に対して75%ですので現行の8万3700円になったのが、平成19年度からでございます。

その後御承知のとおり、令和6年度から農業大学校、名護市から宜野座村へ移転し、教育環境も充実してきたということも踏まえまして、当初から検討していました、高校授業料と同額の授業料にこの度改定したいというところになってございます。

この条例でございますが、施行が令和9年4月1日からということで予定しております。

これは令和8年度1年間かけて、授業料が上がるということについて、入学を希望されている方々ですとか、関係機関に周知したいということで、令和9年度から授業料の改定を行いますが、それでも一気に、11万8800円、現行の8万3700円からすると、およそ3万5000円程度アップすることになります。この部分につきましても、段階的に上げていこうということで、令和9年度にはその半分といいますか、1万7550円アップの10万1250円を徴収しまして、令和10年度から御覧いただいている表の下のほうになります。令和10年度からの入学生につきましても、高校授業料と同額の11万8800円を徴収したいというところで予定しているところがございます。

以上です。

○仲村未央委員 今の経過を聞きますと無償化の時代も大分長かったのかなという経緯がありますけれども、無償化の趣旨は何だったんでしょうか。無償だったときの。

要は成り立ちが無償なので、その目的はどういうことで、無償だったのか。

○長嶺和弥営農支援課長 授業料としては、当時は無償でしたし、今は年間8万3700円の授業料を頂いているんですが、これとは別に、直接学生個人にかかる費用といいますか、教科書代ですとか、実習費ですとか、あと寮に入らせていただきますので、その分の食費などは、昭和54年当時から別途徴収しているものはございます。

授業料として徴収し始めたのが、平成16年度からになっています。

当初、無償だったというのは、農業後継者を確保したい、なるべく多くの方々にこの学校に入学いただいて、農家を増やしていきたいというそのような趣旨に基づいて、当時そのような形で、他県の農業大学校もそのような形だったということも踏まえて対応していたものと考えています。

○仲村未央委員 今入学の定員、大学校の定員とですね、その志願状況、現員の状況というのはどういう形でしょうか。

○長嶺和弥営農支援課長 現在、県立農業大学校は、本科2年課程のほうとあと短期養成科1年課程がございます。

定員ですが、本科のほうは30名、短期養成科のほうは10名、合わせて40名が定員となっております。

この4月、令和8年度の入学者の状況で申し上げますと、本科については30名の定員に対して、応募者は48名ございました。合格者が26人で、入学をするという方が24人です。

1年課程の短期養成科につきましては、応募者が15人、合格者が12人、入学を予定されている方は12人になります。

トータルで、今回入学される方の入学定員に対する割合で申し上げますと、充足率は90%という形になってございます。

○仲村未央委員 この間の委員会の審査でもそうですが、農業従事者の減少、また後継者の育成等々ですね、大分厳しい環境にあるんですけれども、今回の授業料の値上げ等々も含めてですね、従事者・後継者等々の育

成にかけてどういう影響があるのか。

今、志願者よりもやはりなかなか入学も、ハードルもやはりあってですね、全員が定員を満たすという状況でもないわけですが、そこら辺どういうふうな影響を考えていますか。

○長嶺和弥 営農支援課長 農業大学校は宜野座村に移転しまして、これまで名護市のほうでは、農業機械の運転練習場が校内になくて、東村の産業開発青年隊のコースを利用させてもらうですとか、あと肉用牛のコースがございますが、その草地も校内に十分な面積が確保できなかったのも、他にその草地を確保してというような形で、実習授業のほうをやっておりまして、その分の負担が学生のほうはございました。

ですが、宜野座村に移転しまして、1つのキャンパスの中に、運転練習場も草地も確保できるというところで学習環境も充実してきたというところはございます。

あと、授業料が今回上がることにはなりますが、経済的に困窮している学生に対しては、従来から減免の措置というようなものが条例の中に入っておりますので、その分の対応はできると考えておりますし、あと、就農が確実な方は、新規畑人資金支援事業の中の就農準備資金、こちらのほうの対応が可能です。

令和8年度からは、現行は年間最大150万円ですが、これが165万円の給付が可能になりますので、この分で、学生のサポートは十分できるかなと考えています。

○仲村未央 委員 この卒業生の就農率と定着率も含めて推移等、把握しているデータ等あれば、御説明をお願いいたします。

○長嶺和弥 営農支援課長 まず就農率でございますが、就農率は卒業する時点で、卒業生の卒業後の就職先等を調査しております。

このデータで申し上げますと、直近の5年間で卒業後すぐ就農しますという方ですとか、就農に向けて研修に入りますという方の割合をこの卒業された方の部分で計算しますと、就農率は65.8%となっております、この数字は九州他県の農業大学よりも高い値となっております。

その後の就農の定着の状況でございますが、先ほど申し上げた就農準備資金で就農される方に対しては、支援しております。

この就農支援資金を活用している方については追跡調査を行っているところでございまして、直近のデータで申し上げますと、この就農準備資金

令和元年から令和6年、この準備資金を活用された農大の卒業生が現状も就農されている方、定着率という形で申し上げますと、91%という数字になってございます。

○仲村未央委員 非常にですね、農業大学校、重要な人材の育成、輩出をしているということは今の状況からも分かりました。

ただ一方で、高校の授業料に合わせたということですがけれども、今高校の授業料自体は実質無償化で、やはり非常に、年齢に対する教育の充実というのが、通常の高校でも無償化になるという状況があるとすれば、必ずしもこれを高校の授業料に合わせるということによかったのかなというのはちょっと気になることもあります。

それからそもそも、一番厳しい農業人材をどう確保していくかということの政策的な誘導も含めると、授業料がちょっと高くなっちゃったことで、ハードルが生じないかなというのは非常に気になる場所ですね。

ただ一方では、またこの大学校の環境の充実、教育環境、特に新しい環境を得て従事されていくということは、もちろんそれなりの負荷がありますので、そこも分かりますけれども、この辺り検討されたのか、要はあえて高校と合わせたということだから、高校授業料無償化ですよということも合わせて、その辺りの人材確保の面から、どういう検討されたのかお尋ねしたいと思います。

○長嶺和弥営農支援課長 授業料の検討の中では他県の農業大学校の動向等も踏まえて、他県も高校授業料と同額を徴収している大学校が大半でしたので、そういう形になっていますし、あと宜野座村に移転して、教育環境を充実してきましたし、スマート農業の関係でも、令和10年度から本格的にこの高校授業料と同額という形になりますが、それに合わせて、農業大学校の施設の中でも、スマート農業の関連の機器も、ハウスのほうに整備するという計画を進めておりますので、学生には最新のそういう技術も学んでいただける環境も整備することで、その分のメリットは十分返せるような形で対応したいというふうに考えています。

○仲村未央委員 ぜひ部長、また大学校にせっかく入学された、そこで修学をしてさらに就農に行かれる方、先ほど65%ぐらいの実際、卒業後のすぐの就農があり、定着は資金も活用してということで、複合的にここは学生の育成を通じた人材の確保というところで、かなり強力に後押しをしていくべき対象の人材の皆さんではないかなと思いますので、そこを、今回

の授業料の値上げをカバーして、やはり余りあるほどのその体制づくりと
いうのをしっかりしないといけないと思うんですけれど、そこはどのよう
にお考えでしょうか。

○喜屋武盛人農林水産部長 先ほど営農支援課長から御説明ございましたが、授業料値上げにつきましては様々な要因とかもございまして、上げる方向になったんですけれども、先ほど申しましたとおり、新たなスマート農業とか最新のカリキュラムを学べる環境をしっかりと整備していきますし、そういった中でしっかり勉強できる環境で、寮に入る学生もいらっしやいますが、寮も新しくなりまして非常に快適に過ごせる、そういう意味では、教育あるいは学びの環境というのは整ってきたのかなというところ
でございます。

ただやはり授業料の値上げというのは確かに影響はあるとは思いますが、やはり次代の農業の担い手に対しまして、この技術習得支援をしっかりとやっていかないといけないということと、先ほど申しました新規就農者に対する資金の交付でございますとか、またあと実際に就農した際には機械とか施設の整備の導入の補助、それも継続してやれるものがござい
ますので、そういったものをやっていただきながら、県が目標としております新規就農者年間300名の目標達成に向けて、各種の施策をしっかりと総合的に組み込んで新規就農者の確保につなげていきたいと考えております。

○仲村未央委員 頑張ってください。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

○新垣淑豊委員長 次に、乙第14議案沖縄県糖業・農業振興基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

喜屋武盛人農林水産部長。

○喜屋武盛人農林水産部長 それでは説明資料の4ページを御覧ください。

乙第14号議案は、糖業及び農業の総合的な振興及び持続的な発展を図ることを目的として、沖縄県糖業・農業振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める沖縄県糖業・農業振興基金条例の制定について、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第14号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 お願いします。

今回この基金条例の制定なんですけれども、やはりこの資材価格の高騰であったり担い手不足というところで、農業を続けられるのかというところが、やはり今一番課題で危機感があるというふうに思うんですけれども、このいろいろな事業が並んでいるんですが、この基金によって、実際に農業所得の向上とか、生産量の維持とかっていう、具体的な目標っていうのも設定しているのかっていうこともちょっとお聞きしたいなと思います。

○安田宗伸園芸振興課長 お答えします。

具体的な目標については個々の事業の中で取組の目標という形で置いている部分がございますが、具体的に所得の向上と結びつくような形で事業展開しますので、一定程度、そこに向かって取組を図っていくということで、具体的な数値的なものを少し今掲げているところはちょっとございません。

○次呂久成崇委員 今回、特に糖業というところを出してやっているというところは、このゆがふ製糖の絡みもあるのかなというふうに思っているんですけれども。

ただゆがふ製糖だけではなくて、やはり石垣島製糖であったりとか大東とかでもですね、建て替えの課題というのものもある中で、沖縄県としてサトウキビ生産をどの程度の水準を維持していくのかというところはあるんで

しょうか。というのは、今までも予算のほうでもたしか予算審議でもあったと思うんですけど、例えば作付面積であったりとか、生産量、担い手育成とかっていうところが、なかなかこれを維持するためにはこれだけ必要なんだよとかっていうところが、例えばサトウキビに関してはこれだ、畜産に関してはこれだというような、その指標というか、それが設定されていないと幾ら今ですね、大体毎年300人ぐらい新規就農者がいるよという取組を予算審議のときも紹介していただいたんですけども。じゃあサトウキビに何人なのか、畜産には幾らなのかというところが、ちょっとなかなか見えないところがあるんですね。それぞれの分野でどれだけこれを今維持していくためには、これだけの新規就農者がいて、作付面積はこれだけでというところで、そういう目標がないと、やはり維持というのは難しいかなというふうに思いますので、特にサトウキビに関してはこれは明確にやっておかないと、恐らく今からのゆがみ製糖のものというのは、もう実際に動き出すわけですから、そこははっきり目標というのを示したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長 お答えします。

県ではサトウキビにつきましては増産プロジェクト計画を策定しております。今期の増産計画につきましては今年度が終了年度となっております。次期増産計画、令和8年度から令和17年度までの計画を策定しております。生産量につきましては、82万2000トンを県全体で目標としております。

また担い手の目標につきましては、現行、認定農業者249人というところですけども363人、あと農作業受託組織につきましては281組織を328組織まで育成していきたいというふうに計画をしております。

○次呂久成崇委員 例えば新規就農者に対して、農業というのは特に農業は農業でもサトウキビだったらこれぐらいの所得がありますよとか、畜産ならこれだけですよ、パインならこれだけですよというような、やはり魅力がないと新規就農者というのは増えないと思うんですよね。

ちなみにこの新規就農者で、サトウキビ新規就農をやるんだったら、所得はどれぐらい見込んでいますよというところまで、目標設定みたいなのはありますか。

○金城吉治糖業農産課長 これぐらいということではないんですが、県のほうで経営事例集というのを作成してまして、10アール当たりサトウキ

ビで幾らぐらい儲かるというのは示しているところです。

サトウキビにつきましては労働生産、労働時間が短いというところもありますので、多品目と組み合わせた形の経営が可能だと考えておりますので、いろいろな品目と組み合わせながら所得を確保していくということで、今考えているところです。

○次呂久成崇委員 最後にしたいんですけれども、予算審議に当たってのこの質疑の聴取でも、この新規就農者の所得を皆さんどれぐらいで考えているんですかということをお聞きしたときに確か150万円ぐらいだったんですよ。だけど新規就農で150万円の所得しかない、やはりこの基準というのは、この生活保護世帯とか、そういう水準よりやはり下なんですよね。そうすると生活を安定してできるかということになると、やはり選択肢からは就農するというのは外れてくると思うんですよ。選択肢からなくなるんですよ。

だからやっぱりしっかりとこういう作物を作付けをやって新規就農でやれば、これぐらいの所得は見込めるんだというのをやはり明確に、しっかり県としての設定をして、そういう支援をやっていくということをやらないと、やはり魅力ある農業ということでは発信が難しいと思いますので、ぜひこの基金の活用をして、皆さんの課題でこの労働力不足というのをしっかりと挙げているものですから、それを解決するためにはどうなのかということは、やはりその農業の魅力というのもしっかりと示さないといけない。そして、それだけの収入所得ということも示して、それで、やはりこの労働不足というのをですね、補っていくというところでは、私は明確なビジョン、目標というのは、やはり必要だなというふうに思いますので、ぜひここはですね、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○長嶺和弥営農支援課長 就農者の所得の目標に関してでございますが、まず新規就農者、新規就農を希望される皆さんは県のほうで新規就農相談センターというのを設けています。

そこでは、大体どれぐらいの、就農するに当たって、まず初期投資も抑えながら、こういう品目がよいのではないかなというようなことは、個々の人の経済状況といいますか、その辺も相談に当たりながら対応しているところです。

具体的に所得目標、認定新規就農者の制度の中では、計画を立てて市町村がそれを認定するという仕組みがありますが、その中で目標を立てるこ

とになっています。

その所得の目標ですが、農業経営基盤強化促進法に基づくこの認定新規就農者制度におきまして、各市町村が基本構想、新規に就農する青年等の農業所得として所得目標を定められています。

多くの市町村が175万円を設定しているというところになってございます。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

○新垣淑豊委員長 次に、乙第15号議案沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

喜屋武盛人農林水産部長。

○喜屋武盛人農林水産部長 それでは説明資料の5ページを御覧ください。

乙第15号議案は、沖縄県の畜産業の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図ることを目的として、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例の制定について、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第15号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど次呂久委員から質問があったことも合わせてですね、特に畜産の部分での状況を確認したいんですけれども、皆さんのこの

基金の目的としては、畜産業の飼養頭数、出荷頭数減少傾向で推移していると。これを、対策を打って強化していこうというのが基金の目的ですというふうになってはいるんですけどね。直近の新規で、もし就農、畜産、もし算出があれば件数、あるいは離農・廃農状況についてどうなっているかお尋ねいたします。

畜種ごとに分かるのか、まとめてなのかちょっとあれですけど、畜種ごとに出ますか。離農・廃農状況等と合わせて。

○真喜志修畜産課長 畜産業の廃業した事業者、離農者の数についてですが、国が行っている経営離脱調査というのがございまして、その中の調査によると、令和6年の廃業者数なんですけど肉用牛繁殖経営について96戸、養豚について10戸、酪農については3戸、現状についてはこの3畜種について数字がございます。

以上です。

○仲村未央委員 肉用牛で96戸ということですけどもね、今現状の皆さんの説明でいただいた、これを今確認しながらですけども、要はこの畜産基金を通じて、その飼養頭数の増加、生産量の増加等々、図っていこうということになってはいますが、この基金に対応する目標というのは設定されていますか。

○真喜志修畜産課長 基本的に新・沖縄21世紀農林水産業振興計画がございまして、その中で家畜の飼養頭数であったり、産出額等もありますが、その畜産の部分で、そういったところを達成するための目標となっております。

○仲村未央委員 例えば乳用牛、酪農に関しても、この間も、学校給食に例えば提供する分を県産で賄っていこうという目標があって生産者を育てて、それに対する振興計画になっているのかということになると、皆さんはそのゴールは設定していなくて、今ある規模の維持プラスアルファということ想定されるから、ただ実際には先ほど言ったように廃業の件数はどんどん積み重なっていくという状況がありますよね。

生産計画と全然その生産量が全く追いつかない。むしろこれが離れつつあるということが深刻な状況なので、やはり本気でこの畜産基金を生かして行こうとするのであれば、やはりゴール設定の取り方も、どこを自給率として維持するかというところのゴールをやはりしっかり持たないといけ

ないんじゃないかなと思うんですよ。

そこら辺の置き方は、置かないのか。要は、基金を通じてどれだけその目標を達成していこうということになるのかということところが、何かあやふやだから、そこはどうなんでしょうか。

○真喜志修畜産課長 先ほど農林水産業振興計画の目標を申し上げましたが、酪農・肉用牛については酪農・肉用牛の計画がございます。それから今現在この基金を実施していくに当たって、養豚それから養鶏も含めて、例えば肉用牛だと肉用牛繁殖経営再興プランというのをつくっておりますが、そういったプランをしっかりとつくって、それぞれでまた目標を定めてそれに向かっていこうということで動いているところですので、今後しっかりとそういった目標なりプランなりを作成して進めていこうと考えているところです。

○仲村未央委員 だから最初の聞き方なんですけど、この基金を通じた目標値というのは設定されているんですか。

そこはなくて従来の振興計画がありますよという説明ですよ。

○真喜志修畜産課長 現状では、先ほどの振興計画の令和10年度の目標値に向かってということで考えております。

例えば子牛、肉用牛については子牛の出荷頭数であったり、豚であれば豚の屠畜頭数。乳牛であれば生乳の生産量であったりというところの目標を定めているところですが、先ほど委員からもありましたように、飼養頭数の減少もあり、なかなかこの達成状況では厳しい状況でございます。

酪農・肉用牛近代化計画の見直しの時期にも来ているところでもございますので、そういったところやまた現実的な数値も含めて、実際の目標の数値についてまた検討していきたいと考えています。

○仲村未央委員 振興計画を見直す必要もあると思いますし、現実には離れていっているのに、計画はこうですと言われても、先ほどの廃業の実態からするとね、やはり非常に厳しいと思うんですよ。

だから、やはり目標の置き方も、どれだけを維持していこうというところに本当に持っていけるのかということの生産側だけからではなくて本当に需要を設定した上で、そこに近づけていくために新規就農者、どの分にどれだけ開拓をしよう、新規をつくり出していこうということにつながらないと、全然具体的に落ちてこないのかなと。生産拡大とだけ言って

も、本当に需要の側からも設定して政策をつくっていかないと、非常に厳しいのではないかなと思うんですけれども、そういった政策のつくり方、持っていく方ということについては、ぜひ進めてほしいと思うんですが、これは部長いかがですか。

○喜屋武盛人農林水産部長 仲村委員おっしゃるとおり、この基金をやってどれぐらい持っていくって目標も数値的なものはあるんですけれども、そこは乖離しているのではないかというのも、今お話ございました。

ただ、そこに持っていくために、何が必要なのか、新規就農者を増やすのか、あるいは一農家の増頭数なのか、例えば規模を拡大して飼う牛の数を増やしていくのか、そういったやり方もあるかと思います。生乳の生産量を例えば上げるという場合には、母牛を増やすというのもありますし、この生乳の能力の高いものを入れて、例えば同じ10頭でも出てくるこの牛乳の量が例えば多いとか、そういったものに対する支援とかですので、目標はもちろんございますので、そこに向けていくために、例えばこの基金で、今まで国の事業ではなかなかこう見られなかった部分というのを、さらに、県のこの基金で見て、そこに持っていくとかですね、そういったものはつくりながら、もちろん出口を見据えた上で、そこに持っていくためにどういうふうにやっていくかというのは、もちろんこの基金も活用しながら、考えていってしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 ぜひ出口の見せ方で、この間は観光で需要がある部分をどういうふうに、品目なども含めて戦略的に持つのか、何が必要とされるものなのかということも、それはしっかり把握してほしいということも申しあげましたけれど、特に学校給食なんか分かりやすいと思うんですよね、酪農に関しては。県産品で8割学校子どもたちが飲む給食については、提供を絶対に維持するんだというところがはっきりすれば、そこは、やはりこれ以上本当に生産者を減らしていけない、あるいは頭数を落とせないというところのターゲットの維持の仕方も明確になってくると思うので、それを支援するためにどうするかというようなその基金の活用の仕方というふうになると思うので、ぜひそこも含めて、目標の置き方も、生産者の拡大の仕方も、次の計画に向けて、ぜひ取組をしてほしいというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど商工労働部の審査の際にも来ていた環境部にも言いましたけれど、皆さんの今回の畜産基金の中で、家畜排せつ物の適

正処理利用促進事業というのが、その一つの取組に入っていますよね。基金を利用してやるもの。これはやはり本当に生産者にとっては深刻な課題で、出口がなかなか整わないと、続けてください、頑張ってくださいといっても一戸一戸の規模の農家さんにとってはこの排せつ物の処理をどうするか、適正化といっても非常に重たい話になっているわけですよ。

しかもこれ、昨日、今日の話ではなくて、もう就農しながらずっと悩んでいるような状況があるじゃないですか。

だからやはりこれは、農林水産部が、もちろんうんと頑張らないといけないかもしれないけれども、大きな意味での循環型社会をどうつくるかとかですね、さっき商工の部分でいえばエネルギーなんですけれども、再生利用エネルギーとかバイオマスとかですね。環境からいったらもっと大きな循環社会の構築とかってなるわけですから、そこにやはり連動させて取り組むような体制づくりというのをしっかりつくっていかないと結局は何も始まらない。同じ課題がずっと同じ課題のままということになっていると思っています。やはりこれは農業廃棄物だけなのか、あるいは観光とかの廃棄物も含めて、いろいろその廃棄物の活用というのは、お互いあるわけですから、そういった組合せも含めて、本当にエネルギーとしての資源化、活用の方策があるのかなのか、そういったことも連携して強く推進してほしいと思うんですが、そういう体制づくりについてはいかがでしょうか。やるつもりというか、その検討があるのかどうなんでしょうか。

○真喜志修畜産課長 体制というか、今お話にありました今回基金事業で取り組む事業内容を少し紹介させていただきますが、まず2つ準備してございまして、まず畜舎排水浄化促進事業ということで、県内の養豚事業者は、現在法令に基づき畜舎から排出される排水の環境負荷の低減を図って、それを実際、放流・排水しているところですが、令和10年10月から法定排水基準の厳格化に伴い事業者のほうで、これまで以上に畜舎排水の処理にかかる負担が増大することが分かっております。

そういった経営環境を圧迫することが懸念されているので、養豚事業者に対し、畜舎排水に関する調査、指導等を実施して、新たな排水基準に適合するようにしっかり指導して県内養豚事業者の持続的な発展を目指すというのが1つ。

もう一つが、家畜排せつ物の適正処理有効利用促進事業ということで、ここでは、畜産農家において、飼養環境、経営環境の変化によりふん尿処理に非常に苦慮している現状がございまして。関係団体のほうからもその部分は要望もございまして。

そのような中、各地域の堆肥センターは畜産農家からの家畜排せつ物を引き受けているところですが、堆肥の生産販売を行うなど、堆肥センターは大きな役割を担っているところですが、施設のやはり老朽化であったり、多くの運営課題が出ています。今後の家畜排せつ物の処理、堆肥供給体制の維持に非常に懸念があるところです。

そのためこの事業においては、県内堆肥センター等を対象とした機械等を更新して長寿命化であったり、堆肥の高品質化、これについては特に耕種農家のほうから、品質の高い堆肥をやはり生産してくれという要望もございまして、それに向けた改修や機能強化等を支援する。それからまた地域の家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の活用を促進するという事で耕畜連携も含めて、その部分はしっかり畜産農家の排せつ物を処理できるように、取り組んでいきたいと考えております。

○仲村未央委員 今言ったことも含めてもちろん目下の事業化はもう既に検討されていることは当然ですけれども、先ほど提案したようなですね、やはり農林だけのメニューじゃないかもしれないんですよ、環境の部門とか、あるいはエネルギーの部門から、再生エネルギー循環型社会とかですね、いろいろなメニューを、恐らく連動させながら取り組まないと、この島嶼型のものだから、やはり求めればきっと何らかの取組はつくられるし、つくらないとまた沖縄の循環型社会を構築できないわけですから、やはりその取組に皆さん産業の主体ですから、その廃棄物を出す主体でもあるので、そこをぜひ先頭に立ってというかりードして体制づくりについて、本気で取組をこの基金のせっかくの立ち上げなわけですから、そこも念頭に置いて取組を強化していただきたいと思います。

○真喜志修畜産課長 一つの事例になりますが、八重瀬町のほうでは、環境省事業を活用してバイオガスプラントを整備していて、乳用牛のふん尿と地域で排出される食品残渣を処理して発生されるメタンガスを発電エネルギーとして、その消化液をまたサトウキビ等への肥料として有効活用している事例がございまして、バイオガスプラント等に関していろいろな課題もございまして。

県としては、耕畜連携を基本にした家畜排せつ物の有効利用を図る意味でもそういったプラント等も含めて、いろいろ可能性のあるものについては検討していきたいと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ頑張ってください。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の請願令和7年第1号外2件及び陳情令和6年第72号の2外20件を議題といたします。

ただいまの請願等について、農林水産部長等の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

喜屋武盛人農林水産部長。

○喜屋武盛人農林水産部長 農林水産部関係の請願・陳情案件について御説明いたします。

請願・陳情処理概要の2ページにあります目次を御覧ください。

農林水産部関係の請願・陳情は、継続請願が3件、継続陳情が17件、新規陳情が4件となっております。

継続請願3件につきましては、変更がありませんので説明を省略いたします。

それでは、初めに継続審査となっております陳情のうち、処理概要の変更がありました3件について説明いたします。

15ページを御覧ください。

陳情令和6年第72号の2、令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情につきましては、処理概要に変更がございます。

18ページを御覧ください。

記の10につきましては、下線に示したとおり、「排水路の浚渫については、土地改良施設維持管理適正化事業の活用が可能であり、事業主体である渡嘉敷村において、令和6年度に一部の土砂を浚渫し、令和8年1月に

は残りの堆積土砂の浚渫を完了しております。」に修正しております。

19ページを御覧ください。

記の12につきましては、下線に示したとおり、「工事完了後の状況につきましては、波浪等の影響により浜崖が出現していることを確認しております。県としましては、高さのある浜崖については、法面を緩やかに整形するなどして、危険箇所の解消に努めてまいります。また、恒久的な対策については、国、宮古島市等の関係機関と調整してまいります。」に修正しております。

47ページを御覧ください。

陳情令和7年第71号の2、令和7年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情につきましては、処理概要に変更がございます。

記の1につきましては、下線に示したとおり、「併せて、令和8年度からスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業により、スマート農業技術を活用したハーベスタの導入を計画しているところです。」を追加しております。

50ページを御覧ください。

陳情令和7年第122号、西表島インダ・仲良田地区の水稻生産安定化に向けた支援を求める陳情につきましては、処理概要に変更がございます。

51ページを御覧ください。

記の1につきましては、下線に示したとおり、「このため、令和7年度に竹富町が、安定した水の供給を目的として砂防ダムの浚渫及び管路の更新・増設を実施したところです。」に修正しております。

続きまして、新規陳情4件について御説明いたします。

70ページを御覧ください。

陳情第2号、サトウキビ価格・政策確立に関する陳情につきましては、処理方針を読み上げて説明いたします。

71ページを御覧ください。

記の1及び2につきましては、県では、サトウキビ生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、令和7年11月に国等へ要請を行っております。

主な要請内容については、1、(1) さとうきび増産に向けた取組には、継続的かつきめ細かい支援対策が不可欠なことから、次期さとうきび増産計画と合わせた中長期的な生産振興対策を講ずること。

また、さとうきび増産基金事業（セーフティネット基金）による早期の回復への取組を継続して促進するため、地域の実態に即した支援策及び当該基金に対する必要な予算枠を確保すること。

(2) 地域に適した優良品種の育成や病虫害防除技術の確立、難防除雑草への有効な防除技術の研究・開発の推進、先端技術を活用した省力化などの試験研究等に必要な予算を確保すること。

(3) 生産基盤の核となる農業者や農地の減少に歯止めをかけるため、サービス事業体の育成等に対する支援の拡充や、農地の集積・集約化に取り組む農地中間管理機構の機能・体制強化に必要な予算枠を確保すること。

2、(1) 製糖工場の老朽化への対策について、安定操業に向けた万全の対策を講ずるとともに必要な予算枠を確保すること。

(2) 製糖業の人材確保や省力化を図るための施設整備などについて、各対策事業において地域の要望に応じた計画的な予算を確保すること。などであります。

なお、国においては、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業やさとうきび増産基金について、予算を確保することとなりました。

引き続き、国や関係団体と連携し、サトウキビ・糖業の振興に取り組んでまいります。としております。

73ページを御覧ください。

陳情第10号、伊良部島の基幹産業であるサトウキビ産業を安定的に継続させるため、長山港における出荷設備の保管施設及び出荷時に使用する糖蜜タンクの整備を求める陳情につきまして、処理方針を読み上げて説明いたします。

74ページを御覧ください。

記の1及び2につきましては、宮古製糖株式会社では、伊良部工場で製造した分蜜糖及び糖蜜の荷役について、民間事業者と請負契約を締結し、長山港から島外への安定出荷に努めていると認識しております。

また、同社では、製糖操業に必要な糖蜜タンクを伊良部工場の敷地内に設置しており、分蜜糖製造事業者が整備する糖蜜タンクについては、一括交付金を活用した分蜜糖振興対策支援事業費の補助対象設備としているところであります。

一方、格納庫については、同事業や農林水産省の事業でも、補助対象となっておりません。

県としましては、同社や関係機関等と意見交換を行い、関係部局と連携して、伊良部島の糖業が持続できるよう、方策を検討してまいります。としております。

75ページを御覧ください。

陳情第11号、下地与那覇地区前浜ビーチ浸食に関する海浜保全を求める

陳情につきましては、処理方針を読み上げて説明いたします。

こちらは、陳情令和6年第72号の2記の12に同じ。となっております。
77ページを御覧ください。

陳情第13号、県内肉用牛肥育経営安定に関する陳情につきましては、処理方針を読み上げて説明いたします。

記の1につきましては、県では、肥育農家の優良肥育素牛の導入に対し、奨励金を交付しており、令和8年度当初予算案についても、継続的な支援に係る予算を計上しております。

県としましては、今後の子牛セリ価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、引き続き、関係団体と連携し、肥育農家の経営安定に取り組んでまいります。としております。

記の2につきましては、県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和8年度についても、継続的な支援を予算措置しております。

また、令和7年11月には、配合飼料価格安定制度の見直しについて、関係団体とともに、国に要請を行っております。

引き続き、関係団体と連携し、国に対して要望してまいります。としております。

記の3につきましては、国では、肉用牛肥育経営安定交付金において、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に対する差額補てんを行っており、県では、当該交付金における生産者積立金の一部補助を行っております。

また、令和7年11月には、当該交付金において、地域の実情に即した弾力的な運用を図るとともに、肥育経営の維持・継続につながる対策を講じるよう、関係団体とともに、国に要請を行っております。

引き続き、関係団体と連携し、国に対して要望してまいります。としております。

農林水産部関係の請願・陳情に係る説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長 農林水産部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 陳情令和7年第122号、西表島の仲良田・美田良地域の陳

情なんですけど、今回のこの陳情のですね、新たな部分として、砂防ダムを増設された、増設を実施したということですけども、その詳細についてちょっとどのように増設したのかということをもっと教えていただきたいのと、あとその増設によって、その美田良地域が今まで求めていた安定的なこの水源として、これが役割を果たせるのかということ、この2点をまずお伺いします。

○仲地克洋村づくり計画課長 お答えします。

西表の美田良地区につきましては、砂防ダムがありまして、こちらのほうに大分土砂が堆積していたところで、水の取水が難しいという状況がありました。

そういった中で国の事業を活用しまして、竹富町のほうで砂防ダムの浚渫を行っております。浚渫したことによって、水がある程度確保できると、安定的に水が取水できるという状態になっております。

あと、パイプの詰まりや、パイプの破損箇所の修繕等を一応行ったところですが、それと増設につきましては、砂防ダムではなく、パイプを新たに設置して安定した供給に努めているところです。竹富町のほうに確認したところ、今年度の水田の水張りにつきましては問題なくできているということで伺っております。

○上原快佐委員 私もこの現場を見させてもらったことがあるんですけども。そもそもですね、その地元の話だと、いわゆるこの砂防ダムだと、要は土砂がずっと出てきてそれを食い止めるという、根本的なものが、その役割を果たすものであるんで、この砂防ダムである限りはこの安定的な水源にはならないんじゃないか。要は、その根本的な部分の解決じゃなくて、要は、何年かに1回砂防ダムであるがゆえに、しゅんせつが必要になって、本来陳情者が求めている安定的じゃなく、ちょっと不安定な部分もあるんじゃないかという話を聞いているんですが、それについては、どのように今後対応していこうと思っておりますか。

○仲地克洋村づくり計画課長 砂防ダムにつきましては経年によって土砂が堆積してくるところがあります。降雨量によってもですね、この堆積の具合は変わってきますけども、国の事業によってですね、このしゅんせつすることは可能となっておりますので、現在この砂防ダムの水の利用を確認しながら、町と相談しながら、また今後の取組を含めてですね、今後調整していきたいと考えております。

○上原快佐委員 今説明あったように、気象条件であつたりとかに、やはり大きく左右されたりとかですね、年によって変わつたりとかというのはあるので、これ継続的に安定的な運用をするためには、継続的な何かしらのメンテナンスというのが必要になってくると思うので、そこら辺の仕組みというの、ちょっと竹富町側、また、地元側とですね、この美田良地域で、実際農業されている方との意見交換というのをちょっと密にするような制度設計というのはいかなるのか。

○仲地克洋村づくり計画課長 竹富町の西表島自体がやはり自然保護区等が大分あって、開発行為が難しい現状となっております。そういったところも踏まえながらですね、どのような形で安定した水を供給するかということについてはやっぱり地元とも調整しながら、進めていきたいと考えております。

○上原快佐委員 ぜひ地元との丁寧な意見交換も踏まえてですね、安定的な水の供給というところを、中長期的に意見交換していただければと思います。

同じくこの陳情令和7年第122号の2番になるんですが、スクミリングガイ——ジャンボタニシですね、昨年、西表に行ったときには、ちょうどこの時期ですね、大発生してしまつて。もうそれこそ、稲を植えるのがもう3回目だよとかという話もありました。去年ですね。

それぐらい深刻な被害があつて、実際にその被害を受けてですね、県に相談が地元からいつて、ある程度のこの対策というのは取っていただいたところなんです、やはり根本的な解決には当然ちよつとなつていなくてですね、今年度まずどうだったのかということと、実際、去年はこのトラップとか、いろいろ支援をしていただいたと思うんですが、その効果というのを教えていただけますか。

○金城吉治糖業農産課長 お答えします。

昨年ですけど令和7年の二期作につきましては、石灰窒素を含む農薬ですね、竹富町とも連携しながら支援を行ったところでは。

その結果につきましては、慣行区のほうで、何もしないような通常の栽培方法でやったところが被害率が30%程度あつたのが、スクミノンという農薬を使ったところでは欠株率が10%、3分の1程度まで一応軽減されているという状況です。

さらに定植前に石灰窒素を散布した区については、7%まで一応、被害が軽減されているというところで4分の1以下に軽減されているというところですね、一定程度効果があったというふうに考えております。

継続的に実施していくということは、農家のほうでこういった対策ができるということを実証してきているところですが、一期作については、前期やっていませんでしたので、令和8年の一期作についても、現在の展示圃の設置に向けて調整を行っているというところですよ。

○上原快佐委員 県の取組によって、大分被害が低減している効果があったというふうに、地元からも一応聞いてはいるんですけども。

一方でただ農家によってですね、農法の違いによって、被害が大きい場所とですね、被害が比較的抑えられたというところが、実際上あるじゃないですか。ただ、水源が共有していることによって、被害が拡大してしまうというようなところもやはりあってですね、なかなか対策というのが難しいと思うんですけど、そこら辺の総合的な対策というのはどういうふうに考えていますか。

○金城吉治糖業農産課長 地元のほうで有機系の農家さんとか、あと農薬を使っている農家さんは混在しているというふうには聞いておりますが、今回令和8年の一期作については、有機農業で使える農薬というのがございますので、そのスクミンベイト3というのがございまして、そういった農薬を使っていたとこのところでは考えています。あわせて、今後、育苗とかそういったものは共同でやってですね、一定程度そろえた内容をみんなで作って定植していくという取組も必要だと思いますし、農薬を使えるところとうまく使えないところの防除の方法いろいろありますので、そういったものを共同でやっていくという仕組みづくりも必要かなというふうに考えています。

○上原快佐委員 そこら辺の、この農業指導であったりだとか、様々な情報の共有というものは、沖縄県として、今後もやっていくというふうに考えてよろしいですか。

○金城吉治糖業農産課長 八重山の農林水産振興センターの農業改良普及課のほうで、昨年5月17日にも講習会を行っていますし、今期、一期作につきましても12月16日に講習会を行っているというところですので、そういった取組を継続して実施していきたいと考えております。

○上原快佐委員 引き続きよろしく申し上げます。
以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。
大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 47ページ、陳情令和7年第71号の2、5番なんですけどね。

与那国町への獣医の配置の件なんですけど。かつてこの獣医不足というのは畜産が盛んな八重山地域でも、獣医確保は非常に大事だよねという話はずっとあったんですよ。その際も私、以前も聞いたんですけど。確保に力を入れているという、この処理方針ってあんまり変わってないような気がするんだよね。

だから与那国町に常駐するかどうか。これは要望はそうなっているけど、大体八重山全体でも獣医の確保というのは、非常に難しくて、人間診るより難しいみたいな話も聞いたことあるのでね、これ獣医の確保って非常に大事なんだけど、この処理方針があまり変わってないんじゃないかなと。今どういう状況になっていますか。

○真喜志修畜産課長 県内の獣医については、県全体でももちろん足りない状況でございます。そして八重山地域においてもですね、今回、与那国町のほうで共済の獣医が1人、今、本島のほうから隔週で実施していくというふうな体制の中でやっております。

そういった中でもやっぱりそういった隔週で与那国町のほうで診療しているわけですけどもその獣医がいない期間の体制とかですね、また遠隔診療とかいうところも取り入れながら、いろいろやっていると聞いておりますが、様々な課題があるということで、今現在、与那国町における獣医の確保について、与那国町等と意見交換を実施しているところです。今後の獣医の在り方について与那国町と話している中で、できるだけ早い時期にですね、町で獣医師を採用することが望ましいというふうな話をしているところです。ただ、なかなかそこも難しいところもありますので当面の間、八重山家畜診療所からの出張対応に加え、遠隔診療体制を拡充させて、農家のニーズに応えていきたいと考えているというふうに聞いております。

○大浜一郎委員 今の答弁聞くと数年前とあまり変わっていない。今聞いておりますということですが、あまり把握してないよね、今の答弁ではね、がちりと。だからそういうふうには聞こえない、今は。だから、全然この対処方針が変わってないんですね、数年間ずっと。肉用牛の対策は僕ら言うけど、それに対応する獣医の確保というのは、当時からあったわけよ。もう肥育にしてもそう。だから、これあまり把握されていないような答弁に聞こえるから、僕ちょっと心配だったよ。

○真喜志修畜産課長 先ほど与那国町の獣医師の確保については、意見交換させていただいているということですが、これについては、本庁畜産課それから八重山の家畜保健衛生所も含めてですね、与那国町と、あと共済組合含めて話をさせてもらっています。そういった中で、様々課題等を検討しているところですが、先ほども話した、町での獣医師の採用という話もございましたが、そこもやっぱり難しいというところもありまして、地域の例えば、八重山地域の、この獣医師会というのがございますが、その中でまた、八重山内で民間で活躍している獣医さんも含めて、応援体制の中に入れなにかとかですね、そういったちょっと具体的な部分も、そういった獣医師会等の協力もいただきながら、今、検討させていただいていると。

○大浜一郎委員 これはね、これから要するに、沖縄県の中で肉用牛の生産というのは非常にブランドでありかつ農業生産の中でトップなんです。そこを充実させるためにはそういうバックアップ体制が当然なければいけないという話は、これは当然ついてくる話なんで。これはね、大事なことということで、次聞くとときにはちょっと対処方針変わっているぐらいのね、もうちょっと更新した内容でちょっと取り組んでもらえませんか。これほとんど何も変わっていないのが非常に残念だなと思います。

ちょっと次に行きますけど。これ、実は6番ですけどね。これもそうなんです。要するに牛へのワクチンという、これは、流行熱ワクチンの接種にかかっている手数料なんだけど、いろいろなワクチンがありますよ。これの手数料に関しても、この手数料の助成は何とかしてほしいというようなことがあります。ですのでそういった問題もやるためにも、今どのような体制でもってですね、このワクチン接種も含めて、いろんな種類があるけれども、特にこういうこの流行熱ワクチンの接種にかかるこの手数料とか、このワクチンに係る手数料の助成というのは、どれぐらいの割合で、今支援をしているか助成方針があって、実際どういうふうになっている

のか、ちょっとお聞かせください。

○真喜志修畜産課長 県におけるワクチン接種、県の家畜保健衛生所の獣医、それからまた、そこから委託した獣医さんによりワクチンを打っているわけですが、その部分については、沖縄県の使用料手数料条例に基づいた料金単価で今実施しているということになります。

与那国町から求められているこのワクチン接種への手数料助成については、ワクチン接種については生産者自ら農場を守るために受益者負担が原則となっているところです。

今後もワクチンの接種率の向上など、家畜保健衛生対策の推進について、与那国町・JA及び農業共済等関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○大浜一郎委員 以前も僕ねワクチンの件で一般質問したことがあります。いろんなワクチンがありますよ。島から鹿児島に行くまでに弱らないようなやつとかもいっぱいあるんだよね。だけどこれ受益者負担の原則は分かりますよ。だけどそういう要望があったってのは、実は結構要望があったはず。どっかからあったはずなのよ。それに、実は今のところ受益者負担だから基本的にあまりそれで対応してないということなんだよね、今はね。今何かやっていることあるんですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

先ほど牛流行熱についてはワクチン接種により予防可能になっておりますが、主に未經産牛を中心とした、若い牛への定期的な流行熱ワクチンの接種を行うことに加え、吸血昆虫対策としての忌避剤の塗布があります。そういった総合的にですね、こういう吸血昆虫対策であったりそういったのも含めて、家畜保健衛生所含めて、そういった関係機関と連携して、農家の指導も含めてですね、総合的に取り組んでいるということです。

以上でございます。

○大浜一郎委員 よく分からないな。

だけど、要するに、ワクチンに関して要するに助成とか、いろんな要望が肥育農家も含めて、特に子牛を出荷する農家はあったと思うんだよね。何種類もあるよ。8種類から9種類、もっとあったかな、あるんですよ。様々なワクチンがある。要するにそれに対する今助成というのは基本的にやってないんですよ、というのを聞いておるわけですよ。実績もないわ

けね。今後の方針もないということになるんですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

県の補助については、特にワクチン接種に対する補助はやっていないということです。

○大浜一郎委員 今まで一度もやったことがない。今後例えばね、こういうふうには、要するに畜産を盛んにしていこう、底上げをしていこう基盤をやっていこう、例えばこういうふうには基金もつくった。この基盤を整備して力強いものに、このブランドとして沖縄県を代表するものとして育て上げていこうという中で、そういう方針というのは、ある程度、ページの中には書き込むべきことでもあるんじゃないですか。これ、必要不可欠なものだから。その点はどうなんですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

ワクチン接種についてはですね、家畜伝染病の疾病予防であったりそういったものの観点から非常に重要であると考えております。

県としてはですね、今後も様々なこういった補助の要望等もございしますが、このワクチン接種の必要性等も含めてですね、しっかり農家に指導していきながら、このワクチン接種ができるようにしっかり取り組んでいければと。

○大浜一郎委員 これは分かっておるんです。だから今後どういう方針があるのかなということを知りたいので、ちょっと部長。これ今後ね、これは必要不可欠で、どうしてもこれ必要でやんなきゃいけない。農家負担の原則は分かります。

しかしながら、こういう手数料も少しでも助成してくれたら、生産意欲も湧くかもしれないし、病気にかかるリスクから解放される。そういった意味において、今後フレキシブルに対応する基金まで、取りあえずつくったという前提がある。その点に関して、こういう問題についてはどのような対処方針を今、イメージされますか。

○喜屋武盛人農林水産部長 お答えいたします。

先ほど畜産課長のほうからも答弁させていただきましたが、基本的にこういったワクチン接種については受益者負担の原則というのがございます。そういうものの中で、ただこの牛流行熱ワクチンは、このワクチン接

種で予防が可能というデータもございますので、そこをまず農家の皆様方にしっかり知っていただいて、確かに受益者負担、1頭当たり幾ら出て出るのでありますが、それをやることによって事故率が下がると。そうすることによって健全な牛が出荷できるということで、自分の経営に対してもメリットがあるんですよということ、まずそこをしっかり理解していただかないといけないかなということと、もう一つ、それを媒介する例えば蚊ですね、媒介虫をしっかり防除するというまたそこも一つの手段でございますので、そういった防除の方法とか、そういった忌避剤の塗布とか、そういった、要はこの病気にかかった際のリスクをしっかり理解した上で、それに対する投資というかワクチン接種ですよ。そういったものも理解していただいて、先ほど申しました受益者負担の原則ということでやっていただくのは、まず原則かなと。ただ、その中でも、なかなかそれをやることによって地域の畜産におけるダメージが大きいだろうという意見も、委員からの御案内もございますので、そういったものはこういった形で、例えばワクチン接種、例えば与那国だけではございません。これ沖縄本島、全部も含まれますので、そういう大きい話の中でこういったワクチン接種に対する支援ができるのかとかですね、その辺を少し研究させていただきたいと思っております。

このワクチンを打つことによるメリットをまず農家さんのほうにもしっかり理解していただいた上で、それを指導する、そこからさらにやっぱり、どうしても足りないとかですね、苦しいとか、そういう話がございましたら、こういった形での支援ができるかというのは、少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員 ぜひこれ前向きに検討されてください。そうすることによっての生産者の意欲が湧くはずですから、ぜひ検討させていただきたいと思えます。

次に53ページの、陳情令和7年第128号ですけど。

これゆがふの件ですけどね。これ昨日も総括質疑の中で出ておりましたが、移転先に関する問題について、これ、大屋委員のほうから、縛りがあるって話の質問ありましたよね。この縛りがあるのは事実なわけですよ。ただし、もう移転先決めて十数年たっているんじゃないですかね多分。だからこの縛り、通常で言えば用途変更はある程度可能になるのではなかろうかという御意見も拝聴したことがあるんですけども、まず移転しないことにはどうしようもないので、要するに付加価値のあるものを作らなければ

ならないというものが一緒にくっついていくと、移転先としてのハードルが高くなってしまいうんでしょうということなので、そこにちゃんと移転ができるって、昨日はできますという答弁をいただいたけれども、要するに縛りをね、どういうふうに解決する、これ100%でできるのか。この縛りを塩漬けにしておくというのかな。そういうことができるのかどうなのか、要するにできる体制になってからそれをやるようにしていくのか。縛りを生かしておきながらできる体制になった段階でそれをやっていくのか、この辺の方針がちょっと私、昨日の答弁では見えなかった。その点を明確にちょっと教えてください。

○金城吉治糖業農産課長 移転予定地の国際物流拠点産業集積地域うるま沖縄地区につきましては、公募の際に産業の高度化が図られるということが要件でございました。

一方、製糖副産物の整備そのものにつきましては、分譲用地の購入が要件ではありませんが、ゆがふ製糖株式会社において、用地分譲申込書において、当該施設を整備し、バガスなど製糖副産物を活用することで産業の高度化を図ると計画していたところであります。

また移転、その実施時期につきましては、当初の計画で当該施設の整備費用が約30億円という多額に上っているということもあります。施設整備をするに当たって資金調達の課題があるということですので、県としましては製糖工場の整備に影響が生じないように、関係機関と連携して当該施設の規模や、実施時期など整備計画の検討を同社と取り組むとともに、関係部局とも調整を行っていきたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 行っていきたくないではなくて、もう行ってなければいけないわけよ。行っていきたくないではないでしょ。もうだってもうそろそろ具体的にやんなきゃいけないんだ。

○金城吉治糖業農産課長 まず実施時期につきましては、関係部局とも調整させていただいているところですが、当初からこの施設を整備するということではないというところは調整させていただいています。今後、工場の移転が進んでいく際、後半あるいは完成後に整備について考えていくということとなって、今のところそういう調整をさせていただいているところです。

○大浜一郎委員 完成後にそういう、要するに付加価値の施設整備をする

という立てつけで、移転ができるということなのか。この時期についての縛りはないでしょってことですよ。

○金城吉治糖業農産課長 時期に関する縛りはないというふうに我々考えていますので、そういった調整を今行っています。関係部局から特に資金調達にその計画までを入れるということではないというふうに聞いております。

○大浜一郎委員 当初からそれを入れ込んだ資金計画なんてことはとてもじゃないけどこれできる話じゃないし、これは国は関係ないというはっきりしたスタンスありますからね。これには国は関係ありませんよというスタンスなのでここはだから、移転の際のこれ一つの大きなハードルになると我々思っていたので、そこだけは明確にきちっと移転ができるようなことを、農家の皆さんにも安心感を与えていただきたいなというふうに思います。ですので、そのニュアンスが昨日の総括質疑の答弁からもちよっと聞かれなかったですね、知事からも明確な言葉がなかったのですね。それをじゃ、部長、明確にもう一回部長の答弁で、議事録を残しておきましょう。

○喜屋武盛人農林水産部長 ゆがふ製糖の移転先でございますこの国際物流拠点産業集積地域うるま沖縄地区への移転でございますけれども、委員先ほど御質問ございましたとおり、産業の高度化が図られることが一つの要件というふうになっているところで、先ほど糖業農産課長のほうからその計画の中でゆがふ製糖のほうからこういった製糖副産物の整備を計画の中に入れ込んでいるということで、今回答弁させていただいたところでございます。この製糖副産物のものにつきましては、まず本体の製糖工場をしっかりとできないと製糖副産物も出てきませんので、そういった本体の製糖工場を整備する中で、この製糖副産物なりの高度化の施設というのは検討していくということでございますので、今すぐこの製糖副産物のものまで計画に入れて、例えば資金調達とか、そういったものまで含めてのものではなく、まずは製糖工場本体をやるということが優先でございますので、それを見つつ、次のこの製糖副産物というものの計画なり、資金調達ということになりますので、まずはそこで、移転ができないということではなく、まず製糖工場本体をそこに整備してということでございますので、移転用地については確保できているものと認識しているところでございます。

○大浜一郎委員 最後の質問になります。

新規の陳情であります、77ページですけどね、肥育農家の件です。これ実は子牛を生産して出荷するときのいろいろな問題というのは様々な要望ありましたが、これ肥育農家の問題でね。肥育経営の安定に関する陳情の中で、例えば子牛を生産して出荷する農家と肥育をする農家、今割合的にはどのようなパーセンテージになっていますか。

○真喜志修畜産課長 県内の肉用牛肥育農家については、経産牛の肥育や一貫経営を含めて123戸おり、飼養頭数については6223頭となっております。肉用牛の全体の戸数につきましては、繁殖系・肥育系含めてですね、飼養戸数が2063戸、飼養頭数については6万7969頭ということで、概ね10%程度が肥育されていると。

○大浜一郎委員 10%が肥育で、大体が子牛を生産して出荷していると。要するに小規模農家が多いってことになるかも分かりませんね、ある意味ね。肥育になってくるとそれなりのボリュームも大分持たないといけないし、2つに分けているところもあろうかと思えますけど。

良い系統になってくると子牛の値段で売るより肥育でやったときにうまくやればですよ、大体1.25倍から1.3、よいものであれば1.4倍ぐらいの、要するに差が出てくるわけですよ。なので、これやはり今後石垣牛なんかでやるA5とか、A5のみならず、赤肉を作っていこうというようなこともあるけれども、肥育にもねやっぱり力を入れていく必要があるだろうというふうに我々はやっぱり考えるわけですよ。肥育農家の今の経営状態というのが、どういうことになっているのか。子牛生産の農家は非常に難儀しているんだけど、今、肥育農家の経営状態というのは皆さんの中でどう把握されているのか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

先ほど県内肥育農家の話をちらっとしておりましたが、繁殖系と一緒に複合系で一部肥育している農家と、例えば、もとぶ牛さんのようにかなりの頭数肥育されている農家、そういった農家とに分かれます。

現在ですね、経営状況といいますか、子牛価格がかなり上昇してきていて、その素畜費の部分でかなり負担になっているということを今回この石垣肥育部会のほうから要望が上がっているというふうに認識しております。

○大浜一郎委員　ですので、だから今経営状態がちょっと今までより、今までがどうだったのかということと、今がどうなのかということのを少しちょっと分かりやすく、教えてくださいませんか。

それ把握していないなら把握していないでいい。今までやったことがないって言うんなら。

○真喜志修畜産課長　お答えします。

肥育経営についてはですね、例えば素牛を導入してそれが出荷するまでの間、約16か月から18か月程度飼います。それが出荷されて初めて収支ということが出てくるものですから、経営状況というのはすぐ今回素牛が上がったからといって、これが売れたときに初めて収支に出てくるといことになります。

実際の肉用牛農家の経営状況についてはですね、なかなか細かいところまではもちろん把握しておりませんが、枝肉の市場価格についてはですね、ここ最近少し上昇はしてきているところですが、なかなかまだまだ、飼料価高騰等もありますので厳しい経営状況であるというふうには聞いているところです。

○大浜一郎委員　だからこれねいつも思うんですけど、基本的には農業といってもこれ農業だけではなく農業ビジネスでもあるので、やっぱりその数値の問題とか例えばこの部分はどうなっているんだろうというのは、ちょっと数値化できるような癖をつけといたほうがいいと思う。どこをどういう施策を打ったらいいのかということのをほわっとせずに。もう少し数値化してからここだなと打ち込むところは打ち込むというのをやるために。多分、こういう要望が出てきてもどうしたほうがいいのかなんて国の支援がありますだけじゃなくて、県としてはここをやるべきだなと、ここは国だなというんでこのすみ分けをなされたらいいなといつも思う場面があります。

そこでお聞きしますが、今回HACCPを今整備してですね、これを要するに国際競争力のあるものとして出荷しようと。今石垣市のほうでこのHACCPの整備をしているわけですよ。マカオまではいいとしても香港とか台湾に行くとなってくると、ましてシンガポールになってくるともう基準が実はマカオなんかよりタイなんか高いわけ、衛生基準が。なのでそれに対応していくようなことを今後目指しているわけですよ。そうなってくると肥育の頭数がないと、基本的にこの工場持ちませんよね。なので

肥育をどれぐらいの割合に持っていくことで、この工場経営の安定もしかり、農家の手取りもそれなりに経営が安定するというような形に持っていきけるかというのは、これある程度、数字を頭に入れながらじゃ何をするぞということは考えなければいけないというふうに思うんだけど、その辺のイメージは持っていますか。これからも海外出荷はもう視野に入れていくってことですよ。国内流通のみならず。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

農林水産業振興計画の目標のほうで先ほど子牛の出荷頭数等も話したところですが、肥育牛の出荷頭数についても目標として定めてございます。

それから今回の輸出についても輸出の事業の中でやっているところもありますので、その部分についても推進していくという方向で進めているところでございます。

石垣市の状況につきましては、現在台湾に出荷できるように、その屠場の整備を進めているところでですね、でき次第台湾のほうに出荷を進めていくと。ただ、そのときのやはり生産体制の課題というところも、委員おっしゃるようなあるかと思しますので、県として肥育牛をどういうふう振興して、増やしていくのかという部分についてはまたいろいろ検討して取り組んでまいりたいと思います。

○大浜一郎委員 これはもう、ある程度イメージしていたほうがいいと思いますね。例えば今、海外に沖縄県の肥育牛を出荷しようと思ったら、鹿児島か宮崎に送ってそこで解体してまたやんなきゃいけないということでしょう。だからこっちからの子牛みたいに、基金で運賃を補助してくれるわけじゃないじゃないですか。そうなってくると、それを回避するために県内で土地、H A C C Pを持つってこと、石垣はそこにやるとしても、沖縄本島内でH A C C Pをやる場所を造るんですか。整備計画はあるんですか。

○真喜志修畜産課長 現在のところはですね、こういった輸出に向けた整備等のこういった、各食肉センターのほうからそういった要望等は、今のところはない状況でございます。

○大浜一郎委員 そうなってくると、H A C C Pが今充実しているところは石垣市の食肉センターなわけですよ。となってくると、肥育を海外に出す場合には、そこに持ってくるか、鹿児島へ送るかどっちかの選択を農家

がするってことになるわけですね。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

仮にそうですね、本島内の肥育農家の方が、海外に出荷しようとした場合、そういった海外に出せる認証を受けた屠場からしか出荷できませんので、鹿児島であったり、今、例えば石垣市の食肉センターであったりそういったところに送ってというふうなことになると考えております。

○大浜一郎委員 これで最後にします。

とにかくこのH A C C Pを使って海外に出すというこの動線とかいうのについてはもう少しイメージを膨らませておいていただきたいなと思います。

例えばその際に石垣まで持ってくるために、何かインセンティブがあるなら石垣を選ぶでしょう。そういったことも含めてですね、ここで出荷して石垣で出荷すれば基本的にここから、直接台湾に送ることはできる体制に今もうなりつつあるので、その問題を県内でH A C C P工場はここを中心にやっていくんですよということ。そのために本島から持ってくるものに対してもそれなりのインセンティブがないと農家は選びませんから。だからその辺のところも含めてですね、どれぐらいの肥育の生産体制が必要で、どれぐらいの出荷体制が必要で、そうすれば、食肉センターの経営が安定し、かつ農家の手取りも増えて、かつ海外に出荷する拠点としての沖縄の位置づけというのも変わってくるはず。その辺のイメージを持ってですね、今後ちょっとこういう政策をつくっておいていただきたいなというふうに思うんですけど、最後部長これについてコメントをください。

○喜屋武盛人農林水産部長 お答えいたします。

まず先ほど畜産課長が答弁させていただきました、まず沖縄は基本的に繁殖子牛の出荷がメインでございますけれども、肥育も今後やっぱりやっていく必要があるのではないかと。ただ、先ほどおっしゃいましたとおり、子牛の価格が上がることによって逆に、素畜費があって肥育農家の経営というのがどうなるかというのは懸念されているということは認識しているところでございます。

ただ要は牛肉の消費の拡大でございますとか、枝肉の価格が上がっていくことによって、そういった経費がかかった分というのは、キャッシュフローが入ってくる部分がございます。ただやっぱりそこで戦略的にどう売っていくのか、それを海外に出して行ってブランド化して高く売っていく

のか、そういったものは一つの経営の手法としては、大変重要だというふうに考えております。

ただ、それにかかるやっぱり屠畜料とか、いろんな輸送費のコストとか、そういったのがかかるというふうに考えておりますので、じゃ、どれぐらいの単価で売られていくのか、そこに持っていくために経費なりいろんなのがどれぐらいかかるか、その辺をしっかりと試算した上で、逆に先ほど委員から御案内ありました屠畜場がしっかりと運営できるのか、そこをやっぱり数値的なものを、しっかりと、まず出荷がどれぐらいまず出せていけるのか、相手方、海外のほうがどれぐらい買ってくれるのか。もちろんそこには、海外の販売促進に関する事業等も県でやっているところがございますが、そういったものを組み合わせながら、この流れの中で数値化できる部分は数値化したり、あるいは判断したりそこに必要な支援とか、そういったものを打ち込んでいくとか、そういったものはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 以上です。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3 時 31 分再開

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

65ページの沖縄県のヤギ生産振興に対する陳情についてです。畜産振興に係る基本計画の中で、ヤギについては協議会の設立をやるというふういうたわれています。実際、設立がかなったのか、あと、基金の中でもヤギ生産振興は位置づけていて、予算対応として何らかの前進があるのかどうか、確認です。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

ヤギについての生産振興協議会等については、県においても生産振

興協議会を持っておりまして、その中でもいろいろ課題について検討しているところですよ。

またJAのほうですね、生産者のほうも含めた、また生産者団体含めた協議会もごございますので、そういったところも含めてですね、今いろいろ課題等について検討させていただいております。

○瀬長美佐雄委員 陳情の趣旨としては、持続可能な生産がかなうように、外国のそういった導入もと、それがかなうような環境整備を行政的には支援を求めるといふような中身、それに応えるための取組とかされているのであればお伺いします。

○真喜志修畜産課長 ヤギについてはですね、今回陳情がございましたヤギの遺伝資源の導入に係る助成等の支援について、新年度予算においては一括交付金事業のほうで今回計上させていただいているところがございます。県内の肉用ヤギの改良目的に今海外からの優良ヤギの導入等にかかる新たな支援事業について、令和8年度当初予算に計上しております。当事業において令和8年度は海外から導入するヤギの選畜及び現地調査等を実施する予定となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 よろしくお願ひします。

続きまして、77ページ。

新規の陳情の1に関する処理方針なのですが、もう具体的に事業として予算化されている、どういう取組をやっていくということなのか、お願ひします。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

県では肥育経営の安定化を図ることを目的に、県産肥育ブランド力強化推進事業を実施しております。同事業では、県内の肉用牛肥育農家に対し、優良な肥育素牛導入を支援するとともに、マーケティング調査による販売戦略の構築と研究会開催による肥育技術向上に取り組み、県産牛のブランド力強化を推進しております。肥育農家への導入支援の奨励金については、優良な肥育素牛を導入した県内の肉用牛肥育農家へ、1頭当たり5万円の奨励金を交付することとしております。

なお奨励金交付対象の肥育素牛については、県内家畜市場からの導入、それから導入日齢が365日未満の子牛であること、それから育種選抜または

育種選抜候補である県有種雄牛を父にする子牛であることなどの条件がございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 78ページ、2のほうの配合飼料価格安定対策の強化拡充を求めますということで、その処理概要の中で、令和4年度から令和8年度についても継続予算措置しますと書いてあります。この間どれだけの支援をやってきたのかということで伺いたいと思います。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和4年度から令和6年度までに、飼料価格高騰対策として、約36億5000万円を予算措置し、令和7年度においても11億8000万を措置しているところでございます。

さらに、令和8年度分としてですね、約12億8000万円を措置したところであります。

また、これまでに配合飼料価格安定制度については、拡充を求めるため国に要請を行っているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 国に求めているということで、先ほど支援の額がありました。何年か前ですかね、もう3年ぐらい前から、いわゆる国の制度を発動していない状況だと思います。その見直しを求めたんだと思いますが、それでも独自に支援をしなければいけない。独自に支援したのがいつからなのか含めて、状況をちょっと伺います。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

国の配合飼料価格に対する支援については、令和5年度の第4四半期から発動していない状況でございます。それを受けて県のほうで支援しているということでございます。

○瀬長美佐雄委員 配合飼料というのは、畜産のみならず、乳用牛であったり、養鶏であったりですよ。それぞれの種別に、この間対応した予算というのが分かるのであれば、割合としても確認します。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

畜種別の支援状況については、種畜別の契約数量の割合に基づき試算し

たところ、令和6年の数値でございますが、肉用牛において2億7625万円、乳用牛において5127万円、養豚のほうで6億1793万円、養鶏のほうで3億1404万円となっております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

肉用のみならず、乳用も養鶏も養豚もと、かかる配合飼料、やはり餌にかかる部分なので、県独自で続けていますし、令和8年度も続けるということは評価したいと思います。

あと3番目のほうですよ、肥育経営安定対策特別事業。これについて、対象方針では生産費を下回った場合補填する制度ですということで、現状がどうなっているのかと。

資料を見ますと、この生産費、損益に関する指標を見直すというふうな取組を、損益分岐点というんですかね、そこら辺の関係で、どういうふうな変化が生まれるのかという点で伺います。

○真喜志修畜産課長 答えします。

肉用牛肥育経営安定交付金制度、通称牛マルキンと言っておりますが、国のほうです、肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付するものになっております。

直近の本県における交付状況につきましては、令和5年1月、2月、11月、12月に交付されておりますが、以降交付はない状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 畜産農家は、先ほどの質疑で年間九十数戸が廃業する、離農するという状況で、今発動しないのは子牛価格が上がってきたので発動しないということだと思います。ただ値上がりしている理由は、牛のそもそもの個体が少なくなってきた、結局市場で高値になっていると。言いたいのは、畜産農家はこの間下落して、泣く泣く安いときに売らないといけないという中で売ってきて、売っても赤字だという状況だったと思うんですよ。今高値だからいいではなくて、やはりこの間の赤字分の補填にはならないと思います。今後この価格が高い水準でずっと続いて、今までの持ち出し分をカバーするほどに高値が続けばいいのですが、以前の陳情に何号だったか。要するに生産者としては、赤字の部分を、きちっと補填しないと再生産できませんと。今再生産できないから年間90戸も離農・廃業するという流れになっていて、手厚く今いう制度を発動できないではなくて、次の時点で制度を発動するときに、この損益分岐点、生産者もこ

れが本当に妥当なのかと、全ての資材費も高騰する中で、これだけ売って初めてとんとんというか、赤字、黒字の採算ライン。個々の農家の状況も違うので、それぞれに応じた判断と指標というのはあってしかる。本島もそうだし離島もそれぞれ違うでしょう。といったときに、今回の損益分岐点の指標、ちょっと資料としていただきましたが、これの意味するのが、結局現行の価格と変わらないということなのか、変えたということなのか。ちょっとその説明を伺えないですか。

○真喜志修畜産課長 肉用子牛価格については、令和5年、6年と下落しており、国の肉用子牛生産者補給金制度や、県独自の和牛子牛生産者緊急支援制度がございまして、令和5年度出荷分、令和6年度出荷分合わせて、子牛価格への補填として41億5000万円を支援しております。

先ほど委員のお話にある損益分岐点の資料にありますが、県の試算としてはですね、例えば子牛の平均価格で見るとですけど、平均価格が保証基準価格を下回っている場合に補填されます。その補填額で再生産可能な額を補っているというふうに見ております。それと最近の競り価格、直近の、ここでは令和7年12月競りの73万円を試算しておりますが、その試算であると、子牛1頭当たり所得17万円が確保されているということとなっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 以上です。

ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里治利委員。

○新里治利委員 陳情第10号、伊良部島の基幹産業であるサトウキビ産業を安定・継続させるため、長山港における出荷設備の保管施設及び出荷時に使用する糖蜜タンクの整備を求める陳情。この陳情の経過・処理方針がですね、一方格納庫については、同事業や、農林水産省の事業でも補助対象となっておりますということで、糖蜜タンクはいけるんだけど、格納庫は厳しいよってということでこれよろしいですか。

○金城吉治糖業農産課長 今回陳情者が求めている施設につきましては、長山港の近くに、あるいは港湾内に、糖蜜を一時的にストックするタン

ク、あるいは荷役に使用するフォークリフトといった機器類の保管する施設について設置の補助をしていただきたいという趣旨でございますが、すみません、農林水産省関係、あるいは県の農林水産部関係につきましては、製糖事業者に対する補助メニューは先ほど話したように、宮古製糖の伊良部工場で整備する施設につきましては、補助対象としているところですが、その他のこういった荷役業者が整備するような施設については、今補助対象としていないというところでございます。

○新里治利委員 それではこの陳情自体は、民間支援とみなしている、民間支援の陳情であるということですか。

○金城吉治糖業農産課長 基本的に他の工場もそうですけれども、荷役業者と契約しているというところですので、通常はその荷役業者が施設を整備して、自らそういった機器類を保管しているというふうに認識しているところです。

○新里治利委員 この陳情にはですね、サトウキビ産業は農家、製糖工場、運搬荷役業者が一体となって成り立つ離島経済の柱ということをやっておりますが、この経過・処理方針には、そのようなことが反映されていないように見えるんですけど。そこも鑑みて、この処理方針ということによろしいですか。

○金城吉治糖業農産課長 こういった糖蜜の出荷については様々な方法があるとは思っています。

現在伊良部島につきましては、伊良部大橋がかかりまして、宮古本島とつながっている状況ですので、従来の宮古製糖の城辺工場につきましては平良港からそういった糖蜜を出荷しているという状況でございますので、そういった荷役業者の活用についても検討できるというふうに我々は考えているところです。

○新里治利委員 この処理方針の最後のほうには、同社や関係機関と意見交換を行い、関係部局と連携して、伊良部島の糖業が持続できるよう、方策を検討してまいりますとあります。この検討というのは、いつまでに、また、場所は港湾になっておりますから、どこの部局とこれ連携するのかっていうのを少し教えてほしいんですけども。

○金城吉治糖業農産課長 宮古島市、あるいは宮古製糖等と意見交換を行ってまいりたいというふうには考えているところですが、4月、年度明け早々には意見交換を行っていききたいというふうに考えているところです。

ただ一方、関係部局というのは港湾施設という表現がありますので、港湾施設の管理につきましては土木建築部ということになります。

○新里治利委員 それでは土木建築部のほうにまたお伺いしますが、端的に、この糖蜜の産業、今ゆがふ製糖も注目されている中であります。この陳情の内容からすると、港湾機能の未整備というところで捉えられると思うんですけど。どういった御見解をお持ちでしょうか。

○親富祖満港湾課主査 港湾課としましては、港湾法の規定に基づき、港湾施設の整備について対応する義務を負っているものと考えております。

一方、ここでいうところの港湾施設、倉庫というのは、港湾を經由して搬出する貨物を保管するための倉庫が港湾施設に該当するという事になっておりまして、今この陳情で御要望のございます格納庫につきましては、特定の民間事業者様が出荷のための設備を格納するための用途というふうになっておりますので、そこはちょっと港湾施設には該当しないというふうに考えておりまして、これは民間事業者さんのほうで整備をお願いすることになるかと考えております。

以上です。

○新里治利委員 先ほど農林のほうからもありましたけど、橋がかかったからもう大丈夫じゃないのってということですか。

○親富祖満港湾課主査 橋がかかったから大丈夫ということではなくて、そもそも荷役用重機やベルトコンベア等の出荷設備を塩害から守り、故障リスクを低減するための格納庫というものの自体が港湾施設には該当しないので、土木建築部としては整備等は困難である、そのように考えております。

以上です。

○新里治利委員 でも、陳情の内容でいくと、農家、製糖工場、運搬荷役業者が一体となって成り立っている、ということでもありますね、大前提。港湾がないと、それも成り立たないということでもありますね。その解釈の中で、これはできないんだというようなお話に聞こえるんですけど、それ

をどうにかするのが行政の役割だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○喜屋武盛人農林水産部長 お答えいたします。

サトウキビ産業は、委員御案内のとおり、もちろん生産農家がいる、もちろんそれを製糖する製糖工場があります。さらに製糖工場に運搬するためには、ハーベスタの機械ですとか、そういったサトウキビを運搬する荷役・運搬業というのにも必要です。作った砂糖をさらに出荷する際には、船に乗せて分蜜糖を出していくわけですけど、そこにはこういった荷役方々がいらっしゃるというところで成り立っているというのが、この陳情の要旨の中に書いている部分というふうには理解しているところでございます。

ただ、農林水産部としては、まず生産農家と製糖工場というのは、そこはもう表裏一体ということで、農林水産省あるいは県も農林水産部としての支援をしているところでございます。今後その後のこの運搬とか荷役については、例えば製糖工場が一定程度コストとしてしっかり見て、出荷する際のやはりコストですよね、これ工場経営に関する。ですから、その工場の経営の中でこういった運搬とか荷役業者との契約等をやっているというふうには認識しているところでございます。

我々としては、この伊良部の場合は分蜜糖製糖工場ですので、これ国のほうの国内産糖交付金という交付金等がございまして。こういった荷役とかも含めて工場のコストというのとしてまず見ていると思います。そこをコストとして反映して、それだけのまた国から交付金が来ていると思いますので、ただ農林水産物ですから、農家と、この製糖工場が運営できる部分というのは支援というのをやっている中で、この糖蜜タンクってのはどうしても、分蜜糖製糖工場を運営するため、これどうしても必要なんですよ、この糖蜜タンクが。だからそこは、しっかり工場の設備として我々は更新とかの支援をしているところですけども、その工場の経営に関する部分についても、国の交付金等での支援がございまして、そういった中で、工場のほうでもしっかり取り組んでいただきたいと。

ただ、今回これ港湾の話もちよっと出てきているものですから、そこは我々の農林水産部とまた別の、土木建築部の所管になりますので、そういったところはまた、こういう要望があるよと。荷役する場合にはやっぱり港湾施設を使っているからということで、そういう意味では土木建築部あたりともこういういろいろ意見交換をしながら、どういうふうにしたらこううまくできるのかとかですね、そういったのは話し合いとかを持って意見交換等やっていきたいなというふうには考えているところでございます。

○新里治利委員 ぜひ頑張ってほしいと思うんですけど。ただ、何ていうんですかね、年度明けに意見聴取しに行くということですから、しっかり地元の方々とこの雇用されている島民の方々、あるいはこのサトウキビ産業を支えている方々をやっぱりしっかり支えていただきたいなと思っております。

この陳情の中にあるように、輸送船の故障によって止まったと。それが懸念となって、野ざらしになっている機器が風雨にさらされて、いつ故障するか分からないという陳情であります。故障が起こるところは港湾であります。そこら辺をですね、しっかりもう一回再確認、いろいろ法解釈いろいろあるとは思いますが、これを意見聴取して、そのまままた終わってですね、放置するということがないように、放置イコール、ここまで議論したんですから、人災ということにならないように、しっかりまた大きな判断をしていただけるように頑張っていただきたいと思えます。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑ありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今回の件ですけれども、お話聞いているとですね、今は伊良部は橋がかかったから船は平良港から出て移出しているという答弁だったんですけども、実際にこの長山港に倉庫が必要だと、要は青空だったら塩害があるからということで、今現在この機器は、港に泊めて置かれているということなんですか。

○金城吉治糖業農産課長 今要望のある機器の一部につきましては港のほうにあるというふうに聞いております。

○仲村家治委員 さっき部長がお話ししたみたいに、製糖工場がこの運搬とかいろいろを担っていくという話をなさっていたんですけども、たまたま橋がかかる前は港から出していたんで、この機材を港に置いていたと思うんですね。だけど、今はもう橋で運搬しているから、車両でやっているから、この機材をですね、製糖工場がどこか新たに倉庫として格納庫として設置する場合は、これは補助対象にはならないのか。

○金城吉治糖業農産課長 すみません、ちょっとまずお話をさせてください

い。現在も伊良部工場の分は長山港から出荷はしています。宮古製糖の城辺工場の分につきましては平良港から出荷しているという状況です。これまでこの機器類についての保管庫につきましては別の事業者が荷役を請け負っていました。その荷役を請け負っていた事業者が人員不足によって、もうこの荷役を請けきれないということで、要請のある事業者のほうと宮古製糖のほうで契約しているという状況でございます。

あと宮古製糖が補助対象になるのかというところですけども、我々の事業としましては、分蜜糖の製糖・製造に係る機器類等について補助対象としていますので、こういった施設については、今補助対象とはならないというふうに考えているところです。

○仲村家治委員 離島なので塩害があるっていうのも間違いなくて、内陸だって塩害はあるんですよ。だからこの辺ですね、もうちょっと補助事業がないっていうんじゃないかって、何か新たに農水省とか内閣府に相談して別メニューで何かできないかっていうことをぜひ関係部局にとって書いてあるからさ、その辺はぜひ調整をして、ベスト尽くしてください。

じゃないと、なんか補助メニューがありませんからってこんな冷たい書き方されるとき。陳情者も関係者もちょっと冷たいなっていう気持ちが起こるんで、人の心ってそんなもんですよ。

だから全力で頑張りますっていうぐらいをさ。よく行政用語で検討しますって言ったらやらないっていうことって言われているけど、それでもいいから検討しますぐらい書いてさ、やってくださいよ。

○金城吉治糖業農産課長 様々な方法があるというふうな話をしておりますが、例えば、今まで請け負った事業者は倉庫を所有しています。その倉庫を賃借できないかとか、いろんな方法があると思っていますので、そこも含めて、また検討していきたいと思っています。

○仲村家治委員 だから、補助事業がないからってこれ冷たく書かれているからさ。この行がなかったら何とも言わないで頑張ってくださいねって言うけどさ。なんか何もできませんみたいな、国のメニューがないからできませんって読んでしまうところがあるから、この辺の書き方気をつけてくださいねって言っているんで、いや、ぜひ頑張ってください。

では次に移ります。先ほどゆがふ製糖の件で大浜委員とかいろいろあったんですけども、予算特別委員会でもいろいろあったみたいなんですけどね。ぜひ内閣府も農水省も、あと自民党の野菜・果樹・畑作等対策委員会

とか農林部会が相当財務省とやり取りあってですね、この資金を確保したって僕は国場代議士から聞いているんですけども。大変ですよ、財務省とやり合うっていうのは。だから、私もかつて国会議員の秘書をやっていて、サトウキビの価格って大変な思いをした記憶があるんで、農林水産省の担当の方とかさ、あと自民党の農林部会長とか、大変汗かいてもらったっていう切実に見ているので思うんですけども。ぜひこの辺はですね、県がやるべきことをちゃんとやっていかないと、この農水省とか内閣府の担当者が、もし県の原因でぼしかったらですね、彼ら左遷されますよ。そのぐらい命懸けてやっているってことだけはですね、皆さん考えてやっていかないといけないということで、まだできないとか云々じゃなくて、まだ完成してないから言うておきます。

それと、去る日曜日、3月15日に自民党の委員長とか部会長とか、あと衆議院の先生方とか、あとJAとか総合事務局、農林水産省の課長級がきて意見交換したんですけども、そのとき県からはどなたが出席したんでしょうか。

○喜屋武盛人農林水産部長 その意見交換会には、農業振興担当の農業振興統括監と、糖業農産課の課長、その職員が出たというところでございます。

○仲村家治委員 部長が出席してない。

○喜屋武盛人農林水産部長 はい。総括質疑の中でもちょっと大屋委員からの質問にお答えさせていただきましたが、総括質疑の通告が13日の金曜日の午後に出まして、その後意見聴取の内容とかも確認させていただいて、ただ総括質疑につきましては知事も出席されるし、当初予算の編成に認めていただく上でも大変重要な委員会ということで、大変申し訳ございません、私も答弁調整を所管課とやっておりましたので、担当統括監が出席しておりまして、月曜日にはその統括監のほうから私は報告を受けているところでございます。

○仲村家治委員 そういう事情があったにしてもですね、東京から、国会中ですよ。農林水産省の課長が来て、みんな国会とか議会で忙しい中、沖縄まで来ている。ある国会議員が何で部長出てこないのかって言って、僕が逆に怒られたんですよ。いや、なんて言っていたんですかって言ったら、総括質疑があるとかどうのこうのとって言っていましたと言った。だけど

これ空気考えてくださいよ。農林水産省の課長の顔見たら曇ったって、顔が。だからこの辺はさ、ましてやゆがふですよ。一番大切なときにこういう形になると、やっぱり空気読んでやっていかないと。汗かいた人間たちが来て、担当の部長がいない。確かに県議会中であつてもさ。冒頭出てそういうことを断ってから帰るぐらいの配慮していたほうがよかったんじゃないかって僕も思うし、この辺はですね、やはり汗かいた人たちが来てわざわざ来て、現場見るっていうことは大変彼らも思いがあるから来ているんで、これぜひ今後こういうことがないように、もう一度部長の答弁お願いします。

○喜屋武盛人農林水産部長 お答えいたします。

委員御案内のとおり、たくさんの国会議員の先生方でございますとか、またもちろん関係者の皆さんが大変御尽力いただいたおかげで、今回このゆがふ製糖の補助率のかさ上げでございますとか、補助上限額のかさ上げ、そういったものにつながっているというものは認識しているところでございます。

今回、申し訳ございません。この意見交換会に私が出なかったということでございますけれども、これまで御尽力いただいた方の御努力にはもちろん感謝をしておりますし、今後こういったことがないようにですね、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○仲村家治委員 私がわざわざこの話するのはさ、農水省の人間も内閣府の担当者も総合事務局の皆さんもゆがふを造りたい、工場を造りたいっていう気持ち、熱意がある人たちなんで、これをですね、ぜひ酌み取っていただきたいなと思ってわざわざこの件に触れていますので。ただ僕が言いたいのは、これはもう国も県も議員もみんなと一緒にしないと、この大型プロジェクトはできないっていうのがあるから、ぜひ新しい工場が完成するのをですね、みんなでやっていきたいなという思いがあるんで質問しましたので、ぜひこのエネルギー、熱意をですね、熱量は忘れないようにしてください。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明3月19日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 淑 豊